

平成24年3月第7回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成24年3月8日第7回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮庁舎西会議室に招集された。

○ 応招議員（17名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 鈴木洋子 | 2 番 | 高野孝一 |
| 3 番 | 熊田芳子 | 4 番 | 小野一雄 |
| 5 番 | 佐藤正司 | 6 番 | 安藤美重子 |
| 7 番 | 百井いと子 | 8 番 | 鈴木高行 |
| 9 番 | 鈴木邦昭 | 10番 | 渡邊健一 |
| 11番 | 四宮規彦 | 12番 | 高野進 |
| 14番 | 佐藤アヤ | 15番 | 島田金一 |
| 16番 | 鞠子幸則 | 17番 | 佐藤實 |
| 18番 | 安細隆之 | | |

○ 不応招議員（1名）

- 13番 熊澤勇

○ 出席議員（17名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

13番 熊澤 勇

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
税務課長	日 下 初 夫	保 健 福 祉 課 長	阿 部 清 茂
町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子	産 業 観 光 課 長 兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	東 常 太 郎
都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
会 計 管 理 者 会 計 課 長	齋 藤 良 一	震 災 復 興 推 進 課 長	高 橋 伸 幸
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	遠 藤 敏 夫
生 涯 学 習 課 参 事	鈴 木 邦 彦	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	庶 務 班 長	牛 坂 昌 浩
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前9時59分 開議

議長（安細隆之君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、13番 熊澤 勇議員より欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、9番 鈴木邦昭議員、10番 渡邊健一議員を指名いたします。

次に諸般の報告をいたします。

本日及びあす9日の会議について、教育委員会委員長より説明員変更の通知がありました。

生涯学習課佐々木利久課長にかわり生涯学習課鈴木邦彦参事が説明員として出席しますので、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問を継続いたします。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。順次発言を許します。

4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） おはようございます。4番の小野一雄でございます。私は、3点について一般質問をしたいと思います。

一つ目は、液状化の被害の現状と対策について、そして移転促進区域から外れた住民の救済策について、三つ目がJ R浜吉田駅前広場の整備についての3点について町当局の取り組み、考え方を伺いたいと思います。

まず、1番目の質問であります、東日本大震災以降町内各地に液状化の被害の現象が見られました。この点についてお伺いしたいと思います。

ご案内のとおり、県道38号線といいますか、高屋のセブンイレブンから相馬方面に抜ける県道ですね、あの周辺に多大な液状化の現象が見れました。一つは、この震災区域外の浄化槽あるいはブロック塀などの被害者に対する救済策はないのかということですが、このエリアは長瀬の砂取場とかあの周辺にかなり浄化槽の修繕、こういった被害が出ていたというところがあります。この関係については、震災以降ですね、住宅の応急修理制度の内容が、内容に住宅の被害については52万円以下のものについてはいろんな修繕がなされてきたと。しかし、浄化槽、こういった問題についてはどうなのか。救済策はあったのかという点について、まず1番目の質問について町長の答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 小野一雄議員にお答えいたします。

まず、震災に伴う浸水区域以外で液状化現象で浄化槽が被災した場合における救済策につきましては、被災が著しく、そして補修による復旧が見込めない場合には浄化槽を再度設置していただくこととなりますが、その費用につきましては、ご案内のとおり合併処理浄化槽設置整備事業による補助事業の対象として取り扱っておるところでございます。また、被災程度が軽微であって修理をすることにより使用可能な浄化槽につきましては、住宅の応急修理制度並びに生活再建支援制度を活用していただいております。

次に、ブロック塀などの被害者に対する救済策でございますけれども、震災直後から休校していた小中学校が4月25日から再開することになりましたので、児童生徒の通学路の安全を確保するため担当課に震災により被災した危険ブロックの調査を指示いたしました。そして、4月20日から所有者の同意を得て再開する小中学校周辺にある危険ブロックの撤去を開始しております。撤去費用につきましては、ご案内のとおり宮城県及び環境省との協議の結果、瓦れき処理の一環としての対応ができるとの回答を得たことから国庫補助事業で実施しており、個人負担はございま

せん。

そういう中で、9月からは地震による半壊以上の判定を受けた家屋や、既に倒壊している、さらには倒壊のおそれのあるブロック塀等について、解体撤去を希望する場合は町に申請するよう町民の皆様にご広報等でお知らせを行って、撤去作業は現在も続いておるところでございます。

ことしの2月29日現在でのブロック塀の撤去申請件数は72件となっております。そのうち57件が完了しておりますが、まだ15件が未着工となっておりますので、これらについても子どもたちの安全・安心、そして通学路の確保のために早く撤去をしまいたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 生活支援なりそういう観点から浄化槽、まあ合併槽そうですね、浄化槽についてはやってきたと。この中で、実際に浄化槽の申請が町当局に修理関係の依頼が、申請がどのくらいあったのかお伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在のところ2件という形になっておるようでございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） それから、今、町長の答弁の中にブロック塀の修理に、解体については安全上の問題、こういった点から速やかに解体してきたと。公費でやってきたと。この72件の中に浸水以外、これはすべて浸水以外のエリアだという理解でいいんですか。

議 長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） そのとおりでございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） そうしますと、言うなれば津波の来ないところの修理件数、依頼が72件であったと。例えばこれを今度は復元するんだという段階においての補償関係については、助成、こういったものは考えておりますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） あくまでもブロック塀、それからについては個人負担になろうかと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） なかなかいろいろ私なりにもいろんな調べてみたんですが、要するになかなか難しい部分があるなど。私有財産にかかわる部分については、交付金、国の助成なりこういったものは該当しないんだというようないろいろありますけれども、しかし被災から1年になるわけでありましたが、何ら被災以外の住民に対して何の助成策と申しますか、こういった救済策が講じられていない。こういった点について、私は本当に同じ町民として、あるいはまた私は仮設に今住んでおるんですが、仮設に入っている住民として、この仮設に入ってる住民だけこんなに支援を受けていいものかというようなことを感じる場合があります。この点についてですね、何らかの浸水以外の方に対する救済策についても講じるべきではないのかと私は思うんですが、町長、いかがですか、この点について。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの質問の中でブロック塀ということでの内容なのか、あるいは家屋が半壊、全壊、それらの瓦れきの処理かということになりますけれども、ご案内のとおり家屋の撤去そのものについては、罹災証明によりましてその設置費用については国の方の制度を活用し、本人負担がないと。そして、またブロック塀そのものについては、やはり解体するものについては、先ほど申し上げたとおり国の補助制度を使って瓦れき処理ということで本人の負担はないと。そして、今お話のとおり、それらの後のブロック塀の設置についてということでございますけれども、やはりブロックそのものについても、やはり以前に立てたブロックそのものについては鉄筋等が入ってないブロックが壊れやすいということで、その後国の宮城県沖地震を踏まえましてブロック塀の耐久化も図られておるわけでございます。

そういう中で、やはりこれからブロック塀よりも垣根とかサザンカでも植えてもらって、やはり通学路の子どもたちのきれいな花を見ながら通学するということがいいのかなと思っております。そういうことから、これからもやはりブロック塀というだけでなく、やはり町の町花でありますサザンカの垣根などを設置することによって子どもたちの安全通学の確保もできるものと思っております。

これらについては、やはりおのおのの考え方もございますけれども、それらについて現在のところ補助制度というのはないということでご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、ただいま町長からサザンカとかそういった植木類ですか、こう

いったものを植えたらいいんでないかというような答弁があったんですが、私は大賛成します。ぜひですね、これに対する補助金、助成金を町の方でひとつ考えていただきたい。せっかく町長から答弁いただいたわけですから、そのようにお願いを申し上げておきたいと思います。

この関係いろいろ、ちょっと私の質問も悪かったんですが、ブロック塀とか浄化槽だけでなくして生活再建に対する、例えば土どめの問題もあります。土どめが崩れたとかそういった部分を含めて言えばよかったんですが、類する質問が後ほど同僚議員が質問されておるようでありますから、次に移りたいと思います。

(2)番ですが、長瀬浜地区に新小橋という25世帯の集落が震災前はありました。ここは私道だということで、きのうも行って見たんですが、水たまりが今でも残っておって側溝もおうとつ、でこぼこ、道路も穴だらけ、こんな中で今6世帯が住んでおります。後ほどいろいろ集落の資料見ると、戻ってくる人もいるやに聞いております。そういった関係から、この整備は、私なりにいろいろ思うんですが、震災交付金の対象にならないのか。こういったことを含めて、この整備はなぜおこなっているのかという質問を第1番目に挙げました。この点について町長の答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 集落の私道の復旧整備のおくれについてでございますけれども、私道の復旧については、原則といたしまして所有者または地権者の皆様が復旧していただくのが原則でございます。昨年の12月の一般定例会におきましても鈴木邦昭議員さんからご質問があったわけでございますけれども、そういう中で私道あるいは側溝等の補修整備費用を全額支援すると、支援できる仕組みをつくってどうかという質問があったわけでございますけれども、それらについては、やはり一定の条件を満たす私道については、300万円を上限として補修に必要な工事費の2分の1の補助制度として亘理町私道整備等補助金制度要綱があるわけでございます。この制度を利用して私道の復旧支援をしていただきたいと思いますと考えておるわけでございます。

そういう中で、小野議員さんから、なぜおこなっておるのかということでございますけれども、小野議員さんからのご質問のとおり、やはり一般町道そのものについては、ご案内のとおり本数といたしまして430本ほどの亘理町の路線があるわけでございます。そういうことで、やはり大きな私道でなく公道を優先、そして通学路

あるいは住民の利用度の高い順序から、さらにはご案内のとおり道路の復旧・復興につきましても、やはり国の災害査定を受けざるを得ないということで、それらについて災害査定そのものについてはおおむね完了したということで、これからは平成24年から早期に復旧・復興に向けて整備を考えておるわけでございます。

私道そのものについての条件といたしましては、やはりその道路の幅員がおおむね4メートル以上でなければならないということでございます。なぜ4メートルということかということでございますけれども、消防法によりまして万が一火災があった場合についての消防ポンプ車の搬入ができないということ、さらには道路の延長、私道そのものの延長が30メートル以上であるということ、そして道路の一面が公道に接しておるとということ、さらにはその私道に面している戸数が5戸以上の住宅があるということ、そして本人の持ち家が3名以上ということ、そして現在の私道そのものが5年以上道路として利用されておるという五つの条件があるわけでございます。それらをクリアして初めて町の方で申請に基づきまして上限を300万といたしまして2分の1以上の補助ということで、この制度については、大幅に条例改正をしながら施行してまいったところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 今、町長から私道のいろんな整備補助金について説明ありました、答弁ありましたけれども、十分この条件すべて満たしているんですね。私いろいろチェックさせていただきました。ちなみにですね、あの周辺走っております県道38号線、ここも本当は液状化がひどくてブロック会社の裏ですね、今月の12日から工事が、補修工事が着工なるというような話を聞いております。いずれ私道については300万円の限度補助だということわかるんですが、一つお尋ねしたいのは、鹿島逢隈地区に鹿島公道という生活道路があるやに聞いております。ここは調査しますと24年度で町の負担で150メートルの舗装工事、こういったものが計画に載っております。これとの関連で、その公道になるためにはどういう条件が必要なのか。例えば何年ぐらい、25世帯のエリアが公道になるためにはどのくらい待てばいいのか、あるいはクリアしなきゃならない条件は何なのかということをお尋ねします。教えていただきたい。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 後で担当の都市建設課の方からも説明させますけれども、やはり私

道そのものについて公道になる条件というのは、公道から公道に抜けるような形になれば公道になる。私道そのものだけ、片一方だけが、要するに袋小路になっておるものについては、公道にすることは難しいということでございます。そういう中で具体的な内容については、都市建設課長の方からご説明を申し上げます。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 公道の定義という形になろうかと思えます。まず新小橋の場所なんですけれども、ここは県道から入って県道に抜ける私道になってますので、町の方に寄附申請をしていただければ町の方で引き受けることはできます。

ただし、今回の被災した部分については、一回個人の皆さん、この補助制度等使って補修をしていただいてからということになるかと思えますので、その辺よく地権者の方にお話していただければいいかと思えます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） はい、了解いたしました。

じゃ、次の質問に移りたいと思えます。大きな2番であります、移転促進区域から外れた住民の救済策についてということで2点ほど質問いたします。

まず、1番目は今前段に質問した長瀬浜行政区のエリアになるわけですが、ここに新海岸地区とそれから大畑浜北区の橋本堀から山側になりますけれども、こういった地区民から危険区域外に逆に指定をして集団移転事業の特典といいますか、そういった制度に加えてくれと、入れてくれというような要望、こういったものが出ております。この関係については、それぞれ町長あてに嘆願書なり、あるいは要望書なり、別な角度で要望書も出てるかと思えます。この問題について、それぞれ長瀬浜地区、大畑浜地区ということで町長の答弁をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町では、ご案内のとおり津波防災対策といたしまして500年から1000年に一度で襲来すると想定される大津波、すなわちレベル2の津波に対しまして町民の生命を守り、財産の損失をできる限り軽減することを基本に多重防御を施した復興まちづくりをすることとしております。その上でレベル2の津波が襲来した場合、最大浸水深が2メートル以上と想定される地域を移転を促進する地域に設定させていただいたところでございます。

ご案内のとおり吉田東部地区における移転を促進する地域の設定に当たっては、

橋本堀用水路を境に地域を設定したため大畑浜北区が半分に分断される形となっており、地域住民からはこれまで築き上げてきた地域コミュニティの維持継続に配慮した集団移転を検討してほしいという旨の要望をいただいております。移転を促進する地域内にお住まいであった住民の皆さんには国事業である防災集団移転促進事業を活用して集団移転を行うこととなりますが、現行制度上、事業の対象となる地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域が設定された地域、それらについては、今後移転を促進する地域を災害危険区域に設定を予定ということで考えております。そのほかの地域は事業の対象にはならないということでございます。

しかし、町では大畑浜北区を築き上げてきた地域コミュニティの維持継続が今後の当該地域における復興まちづくりには重要であると認識しております。現在、その取り扱いについて国と協議を行っておるところでございます。

また、長瀬浜新海岸地区の住民からのご要望につきましては、このたびの震災による当該地域の被害実態を踏まえると、町が実施する津波防災対策を行っても地域内のすべての住民が戻ることを考えていない方もあるやに聞いておるということでございます。そのため当該地域の土地利用として新産業ゾーンとしての再利用できないかというものでございます。現在、長瀬浜新海岸地区の皆様のご要望を受け、復興まちづくりを進める中で効果的な土地利用ができないか検討を進めており、方向性が固まり次第地区の皆様それぞれの内容をご説明を申し上げたいと思っております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 一つ目は、大畑浜の関係については、コミュニティが分断されてしまったと、されてしまったというか、分断してしまったと、私はこういうふうに言えるのかなと断定しておりますけれども、こういった観点から国と協議を進めると。ぜひですね、早く進めていただきたいと。

といいますのは、この関係については、町の震災復興課を交えながら今回までたび重なるいろんな説明会、打ち合わせをやってまいりました。最初はいい話聞いたんですが、答弁あったんですが、だんだん国との協議がなかなかうまくいかないような感じになってきたのかなというような感じを私なりに受ける部分がありました。したがって、ぜひ今町長答弁にありますように強力に進めていただいて、救済策をお願いしたいと。

長瀬浜の関係については、残念ながらいろんな嘆願書が出ておりますけれども、戻りたくないという人もいるようだということでもありますけれども、非常に残念だと。過日、部落総会といいますか、ちょっと顔出させていただきました。なかなか厳しい問題でありまして、嘆願書は出ているけれども果たして今言ったように全員が戻るのかなという疑念を私も持たざるを得ないというのが現状であります。

ただ、しかし、私が思うには、この集団移転制度そのものについての説明なり震災した区域の人はいいんです。危険区域の人は勉強しているからわかるんで理解してると思うんです。残念ながら危険区域から外れた以外の人たち、余り勉強してないというか、資料見てないんじゃないかという部分が懸念される。

といいますのは、集団移転制度、家壊して、壊して流されたから、とにかく集団移転制度に乗ろうと。そうすると集団移転制度というのは、いや土地も家も全部国で建ててくれるんだというぐらいに思ってる人がいるんですよ、いっぱい、残念ながら。だからそうじゃなんだと、集団移転制度は金かかるんだよと、自分だって金かかるんだよということを私言ってるんですよ。国も金かかる、町も金かかる、まあ町は今度は全額国庫補助になりますからかからんと思いますけれども、自分たちは個人は皆かかる、家は自分でつくらなきゃない。直せば住める家を壊してしまった。それで今反省点いろいろ聞こえてくるのは、いやあ赤い旗、黄色い旗、緑の旗、立てる時期がまずかったなど、壊すんでなかったというのがいろんな意見多く聞こえてきます。建てたばかりの家を1年もたたないのに皆壊してしまった。これでは今本当に壊したのはいいんだけど家建てる今度は金がない、まだローンも終わってない、これが現実なんですよ。

こういった点については、復興課で、震災復興課で意向調査含めていろいろ聞き取りやってるかと思いますが、次回あたり克明にこの辺については調べて質問させていただきますけれども、こういったのが現状。

したがって、集団、この震災津波上がらない方々についても集団移転制度というのはこういうものなんですよということを、やっぱり理解せしめる必要があるんじゃないかと私は思うんですが、町長はいかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、小野議員さんからるる新海岸地区の25戸についてお話があったわけでございます。これからも国並びに県との調整も必要かと思っておりますけれども、

やはりこの25戸の世帯の方々が説明会にまず参加し、そしてこの震災復興推進課の担当の説明を十分理解をしていただくのが最も大事なかなと思っております。それらについても、やはり今後ともそれらの内容について説明会を開催しながら、ご理解とご協力をいただきたいと思いますとおるところでございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） (2)番と関連しますので、(2)番に入りますけれども、私は今言ったように国との協議、こういったものがなされ、見通しがいいのであればですね、これにかわる救済策を、町独自の救済条例なりをつくって住民に対する負担軽減、こういったものを図るべきではないのかなというふうに私は思っております。これについて、(2)番の質問について町長の答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町独自の救済条例をつくってはということでございますけれども、このたびの震災で被害を受けられた多くの住民の方々があすの生活に対しましても不安を持っている中、町といたしまして被災された皆様が一日も早く震災前の生活を取り戻し、安心して生活できる住環境の再建への支援や産業復興、雇用対策等について、いろいろと具現化して鋭意努力を重ねておるところでございます。そういう中で独自の条例を設けて支援策をするかということになりますけれども、その財源をどこから持ってくるかということになります。

と申しますのは、今回の被災された関係者の方々に対しましては、町民税を初め固定資産税あるいは国民健康保険税等の減免がなされておることから、今までの町の収入減からいくと約3分の1ほどの減収になっておることから、その手当てそのものについては、なかなか厳しい。このためには、やはり国の制度改革をしていただきまして町に対する支援をしていただきたいと思いますということで国あるいは県に対して要望活動をしておるわけでございますけれども、国といたしましても国の財政が厳しい、県の財政が厳しい、そういう中でございますけれども、なかなかこの条例化そのものについてすることは、現時点では考えておりませんということでご回答とさせていただきます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 大変財政関係については、本当に24年度の一般会計でも税収が12億ぐらい前年度減少だというようないろんな予算化も受けております。私も十分理解

しているつもりであります。

しかし、しからばどうすれば住民との、住民に納得させるような答えを出すか、私はここだと思えますね。いや金がないから何もできない、町も金ない、県もない、国もない、どうすればいいんですかね。やっぱり住民に納得してもらうしかないんじゃないのかなと私は思うんですよ。やっぱり現在の実情なりを住民にお話をして合意形成を図ることが最も大切じゃないのかなと、こういった部分に欠けているんじゃないのかなと、私は本当に思っております。やはり家庭と同じだと思えますね。金が、何でも物をねだってきたときに、いや金がないと、やっぱり子どもに対して親が懇々と説明をして理解してもらおう。こういったものが町と町民だって私は同じだと思えます。これについて町長の考え、どうですか。どう思えますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについては、大変重要であり大変難しい課題かなと思っております。それらの条例制定の範囲の問題、そして今回の津波被害だけでなく内陸部におきますところの地震による被害もある、その線引の問題等々があるわけがございます。そういう中でどのくらいの負担軽減というか、いろいろ条例制定した場合についての内容等が明確に示す。それらについては、恐らく国の制度、県の制度の補助制度がないということで、これについては町の一般財源による財源の確保が必要であると思っております。これらについても、どういう手法になるか、やはりこれらについても関係する市町村等がどういう動きになっているか、それを見ながら今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） この(2)については、(1)の答弁と関連しますので、次の質問に移りたいと思います。大きな3番であります。今まで随分暗い話ばかり、質問ばかりしてきたんで、今度は少し明るい質問に切りかえていきたいなど。

J R 浜吉田駅前広場の整備ということについて質問いたしたいと思えます。

ご案内のとおり、この関係、3月5日ですか、地方の河北新報等でも亙理相馬間早期復旧目指すんだというような一面見出しの中で報道されました。私は本当に非常によく出てきたなと思っております。しからばですね、やっぱりこの開業に向けてJ R 東日本の仙台支社長が堂々と答弁したと。亙理、問題は亙理浜吉田間あります。亙理浜吉田間は現行の線路で現行の駅を復旧させると、こういうふう

確定したんですね。確定です。要は、今度は浜吉田以南については、大変山元町さんには申しわけないんですが、まず我々は亘理町民として浜吉田まで早急に開通せしめる方策を講じなきゃならない。懸念されるのは浜吉田駅までは部分開業になるような予感を、私はしております。部分開業。要するに山元と、山下駅と一緒にじゃないよと。浜吉田は前段に前もってそこだけ開通をしてですね。復旧をして、それ以降浜吉田以南と、こういうふうになるかと思えます。予測される。十分に予測されます。したがって、それに備える、備えて浜吉田駅前の広場を整備してはいかかなという問題であります。代行バス等の導入運行も懸念されます。ということで1番目の質問、町長の答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまご案内のとおりJR浜吉田駅前広場の整備についてでございますけれども、ご案内のとおりJR常磐線そのものも甚大な被害を受けたわけでございます。そういう中でJRさんのスピードによります4月12日から仙台亘理間での運行がなされたわけでございます。JRに対して本当に感謝をいたしておるところでございます。

そういう中で亘理駅以南であります浜吉田間については、不通になっておるところで同日より、要するに4月12日よりJRバスの代行運行がなされておるところでございます。そういう中で、やはり今お話のとおり浜吉田駅も停留所となっていることから浜吉田駅の広場に大型バスが乗り入れしておりますが、広場が狭いというのがご案内のとおりでございます。そういう中で利用者の皆さんにご不便をおかけしておるといってございまして、昨年の12月に策定いたしました亘理町震災復興計画の中で浜吉田駅前広場等の整備が計画に載せていただいております。また、浜吉田駅周辺では災害公営住宅及び集団移転の候補地にもなっておりますので、今後、道路網の整備を含め安全で安心して利用できるような駅前広場の整備計画を策定してまいりたいと思っております。

しかし、ご案内のとおり浜吉田駅周辺そのものについては、家屋等が密集とか建っておるといことは、どのような方向でこの広場そのものについての整備をしたらいいのか今後の課題と思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 駅前周辺の都市計画ですね、こういったものにあわせていろいろ考

えておるんだということではありますが、私はこの計画案については、恐らくもう10年スパンでの話だと。

私ここで言いたいのは、目の前に、もう来年、前になるか、それか来年早々になるか、まだありませんけれども、必ずあそこに代行バス来る。今でも走ってますけれどもね、今度浜吉田終点までの電車が来ます。そういった場合を考えての質問でありますから、今の段階では例えばUターンするような、あそこの広場に入らないで町道をUターンするなり、ルート変更といいますかね、停留所をつくって云々なり、そういった方策等を含めて考えておくべきではないのかなど。必ずね、いいですか、必ず浜吉田まで開通しますからね。ですから、そういったものをもくろんで準備をやっぱり進めておく必要があるんじゃないかなと思います。ただ単に今のロータリーを拡幅しろとか広げろとか云々じゃなくて、別な方策だってあると思います。今言ったように町道を一方通行にしてUターンするとか、そういった方策も視野に入れて検討するべきではないのかなど私は思うんですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、小野議員さんから言われたとおり浜吉田駅の開通については、以前からJR仙台支社長の里見社長さんにも何回かとなく要望活動を行っておるわけでございます。それで先日プレス発表あったわけでございますけれども、まだ亘理と浜吉田間について明快な時期等について発表なされていないということでございますけれども、私も期待感を持って復旧・復興に取り組んでいただきたいと思うところでございます。

そういう中で、例えば浜吉田駅に開通になった場合については、代行バスそのものについては、当然浜吉田駅に来ると。今も来ておりますけれども、さらに来ると思いますけれども、これらについて今お話のとおり広場そのものが狭いものですから、一時的には浜吉田にもとまる。そして、やはり広場の広い亘理駅の西側、東側にもぜひ運行場所をお願いしたいということも仙台支社の方にもお願いしております。ただ単に浜吉田開通なるとそれだけで終わるということでなく、やはり代行バスを亘理駅までということで通勤通学の利便と混雑を招くために、ぜひ亘理駅まで開通しても、浜吉田駅が開通しても亘理駅まで運行していただきたいということとを、あわせて要望しているということでご報告いたします。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 大いに期待してですね、今町長言ったような方策、二段戦術といえますかね、いろんな考え方があろうかと思えます。ぜひ期待して私もおります。

2番目の質問に移ります。これにあわせてですね、やはり町民一丸となってJ R にアピールする行動の一環として、この2番の質問させていただきます。

町民一斉清掃の日にあわせてJ R 亶理浜吉田駅間の鉄道沿線の清掃活動を実施してはどうかということでもあります。この関係については、ご案内のとおりことしの1月の15日ですね、雪降るなか、本当に町民の方々200名近い方々が浜吉田駅から亶理方面にかけて草刈りなりやっていただきました。本当にご苦労さんだというふうに思います。ただ単にそれだけで終わることなくですね、やはり町民挙げてやったらいかがかないというふうに思っておるんですが、町長、どうですかね。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この町民一斉清掃そのものについては、ご案内のとおり昨年のも東日本大震災によりまして一斉清掃は中止させていただき、やはりこの震災によりましてところの瓦れきの量が126万7,000トンという膨大な量があったということと、その処理に大変時間を要すると。さらには、ご案内のとおり亶理清掃センターも壊滅状態になった。そして岩沼市にありますし尿処理場、それらも被害があったということから清掃の一斉清掃については、中止させていただいたところでございます。これらの被災されたごみの量そのものについては、復旧工事について、現在いろいろと名取衛生処理組合の方で計画しておるわけでございますけれども、現在では名取クリーンセンターあるいは仙台市にもお願いしてごみの処理、そして仙南の地域広域組合に協力をいただいごみ、し尿の焼却処理等を行っていただいおるわけでございます。

そういうことから、やはりまずもって現在第1次ストックヤードにありますごみの第2次処理場に搬出するのが早く解決する運びとなっております。そういう中のご案内のとおり、今小野議員さんは1月15日、1月21日だと思っておりますけれども、雪の降るなか、吉田東部まちづくり協議会主催ということで浜吉田駅沿線の草刈り作業ということで地域の皆様180名、私も参加してあいさつさせて、あるいは岩沼駅長さん、亶理駅長さんも参加させていただきまして、浜吉田駅から吉田中学校周辺までの約1.8キロにわたりまして草刈りの活動が行われました。やはりこのように地域住民のご協力、ご支援が最も大事かと思っておるわけござ

います。これらの内容については、今後ともやはり地域まちづくり協議会も5カ所にできましたので、お互いに地域の整備、あるいは事業活動に向けた取り組みも他のまちづくり協議会でもこれからも積極的に対応していただけるものと期待もし、そのようお願いもしておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 先ほどまちづくり協議会の実施日は、私、1月15日と申し上げましたが21日でしたね、訂正させていただきます。

私はね、この区間5キロあるんですよね。浜吉田亘理間というのは長いんですよ。5キロメートルあるんですよ。で、ここ一番、例えば町内で一番長いんですね。例えば山下浜吉田間というのは3.9キロある。浜吉田亘理間が5キロ、亘理逢隈間が3.2キロ、この区間が一番長い。5キロ。この中に11カ所の踏切があるんですよ。ご案内のとおり。しかし、11カ所ありますけれども実際自動車を通れるのは7カ所しかない。7カ所しかない。今町長言ったように前回清掃活動やったのは浜吉田駅から中学校の前、成合踏切っていうんですが、あそこまでやったんですね。もうご丁寧に全部線路の上からやってもらった。私提案したいのは、5キロやった方が一番いいんですけども、なかなか大変だなと。

したがって、踏切周辺だけでもね、これから清掃の日っていいますと7月ですから草がどんどん茂ってきます。そうすると踏切周辺は見えにくい、電車が来なくても見えにくい、そういったことで、その踏切周辺だけでもやってはいかかなと思ってるんですよ。それぞれ吉田東部地区のエリアになるし、あるいはまた亘理地区のまちづくり協議会のエリアになろうかと思えます。だからそれはですね、それぞれの協議会同士で云々というのはあるんですが、一つこの辺は両協議会にまたがる部分については、町当局が旗を振って音頭取っていただければ幸いだと思っておりますが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今お話のとおり亘理駅から浜吉田までには5キロメートルあるわけでございます。その中で1.8キロメートルについては、吉田東部まちづくり協議会の活動ということできれいに雑草等の草刈りを提供いただいたわけでございます。あとの3.2キロそのものについて全線やるとなると今言われたように大変かと思えますけれども、横断している道路沿いの、やはり右折する場合あるいは電車が来た

場合、それらの対応のためにその周辺、例えば両サイド10メートルほどの草刈り、そして見えやすいようにするためには町としても考えていかないと。しかし果たしてまちづくり、亘理地区まちづくり協議会あるいは浜吉田協議会ということではなく、町全体として考えてみたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 鉄道輸送がですね、問題について、けさの新聞等でも気仙沼線の、大船渡線、釜石線ですか、やり手の問題が出ております。やはり鉄道輸送というのは大事なんですね。鉄道なくなると自治体の町がなくなってしまう。きょうの新聞にも人口の減少の記事が載っておりました。本当に山元町も大変だなと。亘理町も大変ですけども山元町はもっと大変だなと思っております。やはり鉄道輸送を、鉄道を開通せしめると、やはり安全、正確そして短時間に大量輸送ができるというのは鉄道輸送の魅力があるわけですから、ぜひとも一日も早い開業を目指して町あるいは町民が一体となって取り組む必要があるのではないかと私は思います。

震災から、結びになりますけれども、間もなく1年になります。本当に被災した人たちは生活が一変しております。ゆうべも大槌町のテレビ放送がありました。ずっと見ておりました。何か涙が出てまいりました。独居老人が仮設の住宅の中で缶ビール片手に、何もやることねえと。死ぬのを待ってるだけだと。私はあの言葉を聞いて本当に胸を打たれました。

したがって、復興に求められるのは住民との合意形成、そしてまたスピード感だと思っております。こういったことを肝に銘じて私も頑張っていきたいということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は10時5分といたします。

午前10時53分 休憩

午前10時03分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番。渡邊健一議員、登壇。

〔10番 渡邊健一君 登壇〕

10番（渡邊健一君） 10番、渡邊健一でございます。私は、1番としまして農地・水・農

村環境保全向上活動支援事業について、2番としまして鳥獣対策について質問いたします。

それで、(1)に入りますけれども、町では農地・水・農村環境保全向上対策事業費が平成19年度から平成23年度まで合計6,627万3,000円になっているが、この事業によってどういう効果があったのかお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 渡邊健一議員にお答えいたします。

この制度は、ただいまお話のとおり平成19年度から5ヵ年事業ということで農地・水・環境保全向上対策活動支援事業ということでございます。これについては、平成23年度、本年度終了年度となっておりますところでございます。

5年を経過した事業の効果についてでございますけれども、事業の目的としましては、農業者と非農業者が混住し、農業者の減少や高齢化が進む中、多面的機能を果たす農地や農業用施設の維持管理、また生活環境保全の観点から地域の中で農地や農業施設・環境保全に農業者だけでなく自治会を中心とした地域で取り組む組織を支援してきたところでございます。本町におきましては、町全域を活動区域といたしまして6保全隊が水路の泥あげ、あるいは道路の砂利敷き、道路・水路の草刈り、点検による施設の維持補修等の農業の基盤となる活動から清掃、植栽等の環境向上活動として幅広く5年間の活動で農業者・非農業者合わせて約8万4,000人が参加し、地域のコミュニティ活動や環境保全にご尽力をいただき、効果があったものと考えられておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 亶理町の場合は地域住民参加型であったと思うんですけれども、3種類ほど私は調べたらありました。地域住民参加型、地域内交流型、都市農村交流型ですね、農業者、亶理町の場合は農業者みどりネット、自治会、地域住民、農業者の中から実行組合長とか土地改良区ですか、亶理土地改良区、あと自治会から区長さんなどが出てやったと思いますけれども、間違いはないですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この事業そのものについては、やはり行政だけでなく土地改良区さん、そして各種の団体、そして地域の方々の農業者だけでなく非農業者の方々にご尽力をいただいたということで、ただいまお話のとおり、そういう各種の団体から

もご協力をいただいているということで感謝をいたしておるところでございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 農林省のをちょっと調べてみたんですけども、農地・水ですけども、協働活動、資源保全の支援とあと基礎支援ですか、があるみたいなんです。それでさっき町長も言いましたけれども、農業者だけでなく地域住民などが参加する活動組織をつくりますと。あと現状維持にとどまらず改善や質の向上を図る活動計画をつくりますと。あと市町村と協定を結び地域協議会に申請しますと。あと活動組織が活動する区域の農地面積に応じて支援、基礎支援が受けられますということで載ってましたので、基礎支援の水準はどうかなと思って見てみましたら、都道府県ということで水田で10アール当たり4,400円、畑で2,800円、10アールですけども。草地で10アールあたり400円。その補助内容が国が4分の2、県が4分の1、町が4分の1となっていました。2番目として営農活動への支援ということで、協働活動への支援に加えて化学肥料と化学合成農薬の5割軽減などの環境にやさしい農業に地域で取り組む場合には、営農活動への支援が受けられますと載ってましたので、一応つけ加えておきます。

それで、(2)にいきますけれども、この事業による課題などはあったのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この事業そのものについては、ご案内のとおり農業者の減少や農業者そのもの高齢化が進んでおること、あるいは地域の活動として取り組まなければならない重要な事業であることを皆さんに認識をせずもっていただくと、そして積極的にこの事業に参加していただけるような重要な事業を皆さんに取り組んでいただきたいということで、課題といたしましては、特にこれらの事業をやはり継続してしなければならないということで、これらの内容についても当初の農林水産省あるいは県との協議の中で5年間ということでございますけれども、新たに平成24年度から5年、また継続されるということで、これからもやはり住民相互のコミュニケーションを図れる場ということで有効な事業であると考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 私もそのように考えております。私も農地・水で水路の江払いや草刈りですか、水路の草刈りに出てます。そのときみんなと話すんですけども、この

農地・水・農村環境保全向上対策は、ことしで終わりなのかやということをよく聞かれるんです。それでこういうことを質問しました。

それで、(3)に入りますけれども、農地・水・農村環境保全支援事業は、先ほども続くようではありますが、23年度で終わると思うが、継続するのか、それとも別な事業になるのかお伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、やはり農地・水・農村環境保全支援事業そのものについては、先ほど申し上げたとおり今年度からも5ヵ年継続という形になります。この中でやはり継続するためには、やはり農林水産省の第三者委員会で事業の評価分析が行われており、農業農村環境の維持に有効な事業ということで評価を受けておるところでございます。

そういう中で、やはり平成24年度からは事業名そのものが若干変わっております。農地・水・保全管理支払交付金事業として名称が変わり、これから今後とも5年間においてやはり町と6保全隊等と事業を継続してまいりたいと思っております。

さらに、これらについてもご案内のとおり県下市町村があるわけでございますけれども、全体的にこの事業に取り組んでおるのが亘理町ということで亘理方式とも言われておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 19年度にこれを採択した市町村は少なかったと思います。本当に亘理方式だと思います。24年度から継続するんでしょうけれども、継続の費用とかそういうのは変わらないんでしょうか。（「担当課長の方から……」の声あり）

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 活動の現状というか、今まで5年やってた活動の組織、先ほど町長も答弁しましたように農業者ばかりでなくですね、区長、その区会とか、あと子ども会、老人会、消防団、婦人会とかJAさんとかみどりネット、そういう団体を取り入れて同じような組織で今後5年間活動をしていきたいと考えております。以上でございます。

10番（渡邊健一君） 前と同じように補助は受けられますか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） お金的には区域につきましては同じような区域でございま

す。費用についても同じような形で1,200万ほど町の方に来るような、1,200万が町で支出して、4分の1でございますので、約5,000万近くですね、年間来るような形でございますが、何ぶん荒浜保全隊、あと吉田東部の保全隊の方が事業的に、被災していますので区域的にやる場所がないということで、その分が年度末に減額で申請をするような形になるのかなと考えております。費用的には同じような形で年間来るような形になっておりますので、ご理解願いたいと思います。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 4番目に入る前に答え出たようなんですけれども、一応もう一回お伺いします。町長は、農地・水・農村環境保全向上対策は平成24年度からどのように考えているかと。お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 先ほど来からのご質問と重複しますけれども、やはりこれからも農業者だけでなく非農業者、各団体との調整を図りながらコミュニティづくりのためにも継続して行うということでご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 私もこの農地・水・農村環境保全対策は本当は継続してもらいたいとお願いいたします。

それで、2点目に入りますけれども、鳥獣対策について。その中である新聞に鳥獣対策についての記事がありました。全国では野生鳥獣の農作物被害のうち約7割をイノシシ、あとサル、シカが占めている。農山村では営農意欲の減退、耕作放棄地の増加など深刻な影響を及ぼしている。農水省は2008年度から鳥獣害防止総合対策事業を創設、11年度から鳥獣被害緊急総合対策（113億円）を実施し、地域ぐるみの被害防止活動や侵入防止柵の整備など支援している。あと、12年度も侵入防止柵や捕獲鳥獣の肉を活用する処理加工施設の設置などを補助するハード対策として78億円、生息調査、鳥獣の捕獲・追い払い、放任果樹の除去、専門家の育成支援などのソフト対策17件の実施を概算要求に盛り込んだという。また、あと東日本大震災の被災地での被害防止活動や侵入防止策の整備などを支援すると載っていましたので、質問いたします。

(1)番としまして、農作物の鳥獣被害の現状をお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 渡邊議員さん、1問と2問が関連がございますので、あわせて回答させていただくことをお許し願いたいと思います。

ただいまお話のとおり、鳥類とイノシシの被害が主なものになりますが、鳥類についてはやはり稲作、そして大豆等を中心に恒常的な被害として平成22年度実績で申し上げますと、被害面積が約80アール、そして被害額が約100万円程度と考えられております。また、イノシシについては、特に西部丘陵地で稲作、果樹を中心に被害が発生しております。平成22年度実績で被害面積40アール、被害額が約70万円程度と考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 今お答えいただいたので意外と面積も少ないのかなと。イノシシ対策でも40アールで70万の被害ということで、亘理町にはそんなにないのかなと思えますけれども、それで(3)に入りますけれども、私、吉田のリンゴ農家の方が果樹園に電流線を回してイノシシ侵入防止対策を行ったいたが、町では何らかの補助をしているのか、また考えているのかお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 21年度からでございますけれども、イノシシ被害防止対策事業として電気柵の資材の2分の1を設置農家に補助しておるところでございます。その総額は23年度までで248万円ほど補助しております。24年度におきましても、一応概算ということで80万円を予算計上させていただいておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） この吉田のリンゴ農家の方にお聞きしましたら、電流線を回しても親が周りになると子ブタが中から入ってリンゴだの食って行って困ってんだという話ありました。それでこういう質問をしましたが、そういうリンゴ農家の方は1年1回というか、販売できない金額にしたら本当にそれで生計してと思えますので、よろしくその方法を補助とかいろいろ考えてくださるようお願いいたします。

(4)番に入りますけれども、鳥獣被害対策の取り組みは、町、猟友会、農家の連携プレーが重要であると思うが、どういう連携をしているのかお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 鳥獣被害の防止については、原則地権者が行うものでございますけれども、やはり地元農家からの被害情報、そして出没情報によりまして町と駆除隊、猟友会になりますけれども、現地を確認し、できる限り被害場所に即した形でわなの設置場所等を決定しておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 亶理町には猟友会の方が何人ぐらいおられますでしょうか。

議 長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 亶理町には宮城県猟友会亶理支部の、亶理支部といいますと亶理町と山元町を合わせて60名でございます。いろいろとその中にありまして第1種、わなの関係が14名。あとですね、第1種、散弾銃の免許を持ってる方が46名でございます。計60名。その中で先ほど町長が言ったようにイノシシとかそういうものを捕獲するためには亶理町有害鳥獣駆除隊というのを編成しております。その駆除隊員の数が25名ということで、それは4区分に分隊なっております、亶理分隊が7名、荒浜分隊が4名、吉田分隊が5名、逢隈分隊が9名でございます。その中に逢隈の9名の中にわなの駆除の、わなだけの資格を持ってる方が7名ということでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 何だか私調べましたら鳥獣保護法に基づく表現指針が主な改正内容と、4月から実施と書いてありましたけれども、狩猟免許を持たない人であっても講習を受講すれば免許所持者の監督の下でわなによる有害鳥獣捕獲に補助者として参画可能とかいろいろありますけれども、こういうことは狩猟者が、5番に入りますけれども、その中でイノシシ等わなで捕獲した場合、止め刺ししなければならないがどうしているかと伺います。その中であとと言います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまは猟銃の許可を持たずにイノシシを捕獲した場合はということでございますけれども、この場合については、役場の担当課であります産業観光課に連絡をいただくことにしており、連絡を受けた担当職員は猟銃の免許保持者に止め刺しを委託することとしております。この取り組みは事前に町と捕獲者、猟友会で取り決めを行っておるところでございます。ご理解願いたいと思います。

議 長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 猟友会にお頼みしているということだそうですが、春先と秋先に鳥獣、害鳥駆除ありますよね。毎年やってると思うんですが、そのとき猟友会の方々にはどういう仕事とかお願いしてるのでしょうか。お願いします。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 確かにですね、春と秋にキジバト、カラス、そういうものの駆除のために2回、2日間ですね、春2日間、あと秋2日間ということで駆除をお願いしております。その中で費用弁償等につきましては、総合農政計画推進協議会の中で支出してるという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 猟銃の免許を持ってる方にお聞きしたんですが、鳥獣、2回あるけれども散弾銃の弾賃しかもらえないんだよと、あとはボランティアだよというお話を聞いたんですが、そういうことはないですか。

議長（安細隆之君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） 確かに散弾銃は使いますので、その分の費用弁償と、費用とか弾の代と、あと確かに費用、日当でございますが、日当については何円という規定ではなくて、それなりの茶菓子とかね、そういうものを駆除隊の方に今出しているという形でございます。あとまたですね、春と秋にこの猟友会の向上のためにクレ射撃場の方で練習会します。そういうときに補助金として若干でございますが、やってるといような状況でございます。

議長（安細隆之君） 渡邊健一議員。

10番（渡邊健一君） 本当に猟友会の方にはいろいろお世話になっておりますので、いろいろそっちの方も考えてもらいたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって渡邊健一議員の質問を終結いたします。

次に、8番。鈴木高行議員、登壇。

〔8番 鈴木高行君 登壇〕

8番（鈴木高行君） 8番、鈴木高行です。私は今回2問の質問をいたします。

第1問目は、互理町の障害福祉計画の進捗状況と課題についてでございます。当局の答弁、よろしく申し上げます。

初めに、町長さんにちょっとお尋ねしますが、互理町でつくっている障害

福祉計画、21年から23年、ここにありますがけれども、これを読んだことはありますか、町長さんは。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 読ませていただきます。（「読んだことがありますか」の声あり）あります。

8 番（鈴木高行君） はい、わかりました。読んだことがあるということで質問いたします。

私はですね、今議会の当初の齋藤町長の施政方針を聞いていて、その中に障害者対策のことについて一言も触れていなかったし、障害者の文字もなかったと。このことは社会的弱者、特に障害者に対しての目線が全然ないのかなと痛感いたすとともに残念でした。人は障害にならないという保証はありません。好んでなるわけでもありません。人間、いつ、なにか事故に遭ったり病気になったりして自立できない生活が余儀なくされます。あすは我が身かもしれない。人は生まれてから5年ぐらいは親の手厚い保護で育ちます。そして、また、死に至る何年か何ヵ月は人の介護を受けます。このことは人生の中でも避けて通れない人の運命です。

亘理町には身体障害者福祉法、精神薄弱者法、精神衛生法など適用される法律は違っても約1,500人ぐらいの障害者がいます。また、障害やサービスを受ける方がいます。そのほかですね、介護保険が適用になる方も入れると約3,000人ぐらいの方が人の支えを必要とする方々です。このような方々に予算書の財政的な措置はあっても施政方針の中には一言もないというふうな姿勢、町政の目が向いていないと感じられることは悲しいです。

そこで、亘理町では障害者自立支援法の施行により平成18年に亘理町障害福祉計画をつくっています。そして平成21年の第2期においても引き続き障害者福祉計画の今度は実施計画を各年度の目標やサービス等の必要性を設定した計画を定めております。計画の中で、特に地域生活支援事業の実施事項に、一つ、実施する事業の内容。二つ、各年度における事業の種類と見込み。三つ、見込み量に伴う事業の確保とあります。本町では、以上のことからどのような事業をサービスとして事業を推進したのか、まず伺います。また、「評価する」とも書いてあります。分析評価ですね。実施した事業について評価し、障害者や家族の方々などから町が提供したサービスについて町民満足度調査、実施しておりますね。を通して、十分と考えて

いるか、その点について、初め伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 鈴木高行議員にお答えいたします。

今、お話のとおり、第1期の亶理町障害福祉計画並びに第2期の亶理町障害福祉計画におきましては、平成18年度に障害者を自立させ、地域に返そうという趣旨のもとに制定されました障害者自立支援法に基づき、宮城県が定めました目標値に沿い、本町や近隣市町の地域性とアンケート調査による障害者と家族の障害福祉サービスのニーズを勘案した上で数値を見込み策定したものでございます。

障害福祉サービスを実際に給付するに当たりまして、障害者や家族がサービス提供を希望する際に、そのときの本人の状態や家族状況などを調査し、その方の生活環境や機能の向上・安定を考え、本人並びに家族はもとより学校や受け入れ先の事業所、相談支援事業所といった支援機関と相談しながらサービスの決定、給付を行っております。

障害福祉サービスの提供を希望する際にも個々により状況が違うのが現状であり、家族が本人の自立のためにと計画的に相談に来る方もいれば、家族からの虐待から逃れるため、家族が亡くなり独居となってしまったためなど緊急的に相談に来る方もあります。計画的な相談であれば支援機関が事前に集まり、何度かケース会議を開催し、本人と家族が望む支援と必要な支援、さらには将来の支援までを考慮しながら長期的なビジョンで支援体制を検討し、給付しておるところでございます。

しかし、緊急的な支援の場合には、その障害者が困らないようにと担当職員や保健師が駆け回り、事業所に一時的に無理な受け入れをお願いした上でケース会議を開催しながら支援体制を決定、給付している場合もございます。

このような給付状況のなか、サービス種別で見ると見込んでいる障害福祉計画の目標値に満たないサービスもいろいろございますが、サービス提供を希望した時点での障害者と家族にとって最良のサービスと数量を納得した上で給付しておりますとともに、そのサービスを数年ごとに追加あるいは見直しをしながら、常にその方のそのときの状態に合った障害福祉サービスを提供しておるところでございます。

また、障害福祉サービスの給付に対する本人や家族の満足度でございますが、制度上の問題やサービスを利用する上での自己負担額の問題、あるいは受け入れ施設側の問題、さらには本人の身体や精神の状態等もあり、すべて要望どおりの給付を

行えない状況であります。受きたいサービスも多種多様でありますことから、本人、そして家族にも理解を得た上で、その方に対し、全支援機関が望ましいと思える障害福祉サービスの給付を行っておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今ですね、支援体制で決定するまでの過程、アプローチする、いろいろ状況調査とか本人の調査、施設の受け入れ態勢、個別家庭の状況などによって支援体制を決定すると。そして受け入れについては受け入れ側の態勢もあると。ただ、満足させられないのはその時点で制度上の問題、あとは負担の問題、個人の状況がその施設に合うか合わないかとか、そういういろいろなことを回答していただきましたけれども、やっぱり計画では課題について分析すると。それで分析するために調査をすると。19年度の調査なんですけれども、ここに障害福祉サービスの利用状況と今後の意向、このようにグラフになってますけれども、ここのグラフの空白区間というのは、ない。白い部分と斜線の部分がありますけれども、白い部分は利用しているという状況なんですね。ところが斜線の部分は今後利用したいという調査なんです。斜線の部分が3倍も4倍もある。白い部分はわずか1%、2%。利用状況というのは。そういう状況が亘理町の福祉サービスに対して受給者が現状なんです。それを満足させるということはどういうことかということ、この白い部分の線を右側にふやしてやって斜線の部分をなくす、そのような情報、いろいろなものを提供して初めて白と斜線が反対になる。状況調査をしていながら、このような状況ではサービス受けられるはずの約1,500人の方々に周知も足りない、場所も足りない、スタッフも足りない、個人の問題もあると、そのようなものもろもろ出てくるけれども、やっぱり姿勢にあると。今回の施政方針に私、一番先に言いましたけれども、障害者福祉なんて目線は全然ないと。そういう姿勢なんですね。

今、障害者に置かれている立場というのは、亘理町には通所の授産施設3カ所ぐらいありますか。精神も知的もいろいろ合わせてですね、そのほかあとグループホームとして前の岡崎さんのところに、それはミズノソノの特別そこの入園者しか扱わないグループホーム一つ。そういうような状況で、あとほかの他市町村、仙台市が主だと思いますけれども、その近隣の名取、岩沼、その辺の方に行ってる方々、そういう状況のところでは受け入れてもらってる。

ただ、障害者本人も家族も今の状況というのは、皆さんに家族の方々はなかなか

言えないんです、自分の声で発して支援してくださいと。これは以前からやっぱり障害者に対しての偏見があったなんかわかりませんが、家族の方々は年配の方が多いので自分の声で発しない。発するのが恥ずかしい、そういう考えの人が多くいるんです。それを掘り起こして、いや、こういうサービスがあるからどうぞって言ってあげるのが我々であり、また地域の方々であり、スタッフとしてそういうものをサポートしていかなければならない社会につくっていくと、これが我々として行政も一緒にやらなければならないことで、目線をもうちょっとですね、そういう方々に向けていただくということが必要ではないかと思っておりますけれども、町長、どう思いますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって施政方針の中に障害者福祉の項目がなかったということ、そのことについては、まずもって遺憾であったと思っておるところでございます。今後ともやはり障害者であってもやはり町の住民である、そういう中でのやはり障害者福祉計画に基づいた対応を今後とも十分対応してまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 1点目は、そのぐらいにします。

2点目に入りますけれども、今回第2期計画、これは1期でなくて2期になると実施計画なんですね。実施計画。21年から23年までは。実施計画ということは、1期計画を踏まえていろいろな課題アンケート等である程度やることが見えてくる、それに対して実施計画をつかって事業化して移していくというのが実施計画で、2期目が21年から23年までと、そういう計画をここで組んで。さっきも申しただけども、支援事業の3項目、それらについてどのような具体的な事業を実施して、どのような問題点があったのかということについてお答え願います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 障害福祉サービスの事業におきましては、日本全国の自治体で障害者自立支援法に基づき実施しておることから、実施できなかった事業や事業化できなかった事業というのは、今のところございませんということで申し上げたいと思います。つまり、例えば隣接の名取市あるいは岩沼市では実施しているものの、本町では実施していない事業というものではございませんが、各自治体において独自

の障害者に対するサービスを設けております。本町では平成18年度から障害者の社会参加を促進することを目的に、ご案内のとおり福祉タクシー利用券、そして自動車の燃料費助成事業を実施しておりますことは議員各位もご承知のことと存じます。各種事業につきましては、利用実績がないものもございますが、これは利用希望者や利用対象者がいないための理由があるかと思えます。

また、障害福祉サービスにおける課題という点につきましては、先ほど議員さんからもお話し申し上げましたとおり、常に障害者本人の状態を確認しながら家族が納得するサービスを提供しておりますが、本人や家族の要望されたすべてにおこたえできないのが現状かなと思っております。

その満足度に欠ける部分でもありますが、課題でもあるととらえております主なものが、やはり施設利用への待機でございます。施設利用への待機でございます。施設利用におきましては、施設への通所、そして施設への入所、そして在宅扱いとなるグループホームあるいはケアホームへの入居がございます。

施設への通所に関しましては、基本的に自宅から通うということが前提となりますが、本町から通える施設に限定されております。本町を含め隣接3市3町で通所施設は現在のところ3市3町で10の施設があるわけでございますけれども、亘理町には先ほど議員からお話のとおり3施設が、3カ所の施設があるということでございます。しかし、年々障害者数が増加傾向にあると、そして障害種別により使用可否の施設がありますとともに、近隣市町村が広域で使用することも考えますと施設の数、定員ともに少ないと。利用希望時において待機となることがあるということでございます。

また、施設への通所、在宅となるグループホーム・ケアホームの入居に関しては入所・入居という観点から自宅を離れ、宮城県域で考えており、現に仙台市や大崎市、白石市、大和町などの施設入所やグループホーム・ケアホームへ入居している方もおります。しかし、こちらも同様に県内の希望者数に比べ県内の受け入れ施設が少ないために待機が生じておる状況でございます。

これらは本町に限った課題ではございませんが、本町における今後の対策といたしましては、地域住民のご理解を十分に得ながら社会福祉法人やNPO法人の積極的な誘致を図りますとともに県並びに国に対しましても入居扱いとなるグループホーム・ケアホームの施設の増加はもとより補助金や税の軽減措置などの設置しやす

い環境づくりを要望してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 確かに単独の市町でそういう全部が網羅したような対応というのは厳しいというのはわかります。しかしですね、やってるところはやってる。やっぱりそれは広域でやったり、あとは事業の委託をやったり、そういうことで厳しい方々の生活環境からちょっと解放してやって、一時的なもので解放感を味わわせるとか、そういうこともやってるところはいっぱいあるんです。ただ、タクシー代を補助する燃料代を補助する、それは一時しのぎのことであって、本来やるとすれば、やっぱり町には居住系のさっき言ったケアホーム・グループホーム施設入所、これは居住系のサービスなんですけれども、この居住系のサービスが不足してると。対応も不足してると。施設ばかりじゃない。情報も不足してる、情報不足してるということはそういう対象人数のことを把握してないということ、どうやって把握するのかと、町行政だけで把握するは大変難しいと思います。そうした場合の把握網というのは、各地域地域においてどういう方がここに住んでいるとか、この方が一時的にこんな状態になったから、ここは地域とか家庭で対応できない。地域で家庭でできないとなったら、あるところの施設に一時的に1ヵ月預かるとか、そのようなもので対応するような体制をとっておくとか、そうすると安心して私の家の子どもは、このような状態になったら誰々さんに言ってある程度の対応はしてもらえなると、そういうような連絡体制をとっておくことも必要なんです。だれも行政で全部、あそこの家に行って全部連れてきて入所させなきゃない、そういうことを言ってるんでない。そういう対応のとり方だってできると思うんですね。

ただし、本町で全部するというのは財政的に難しい、スタッフもいないということはわかるから、広域的でいろいろな、どこにどういうものがあって対応してくれる、できなかつたらある程度の助成をして、援助してもらって委託契約とか、そういう条件提示をして委託契約を結ぶとか、そういうことも必要なかもしれません。実施計画というけれども、まあ今のところ実施計画の中でどのぐらいの割合でできてるかという、3年くらいで23年度途中なんですけれども、数えればそんなに居住系のサービスではできてないんでないかなと思います。

障害者のもですね、概念もですね、今はですね、発達障害もある、弁膜の身体とか

知的、精神もあるけど、概念は今度、発達障害、小さい子どもからのあがりの発達障害、あとは高次の機能障害とかですね、もう全然チューブ入ったままの障害も在宅で今過ごすような時代なんでね、多種多様な障害者に対応するということが必要になってくるわけですよ。全部が入院措置で入れられる、2ヵ月、3ヵ月も入るかもしれないけれども、まずは在宅に返されると、そうした場合家族介護で面倒みるようになるんですね。こういうものの考えた相対的な考えで町は計画、実施計画の中でやっていかないと、みんな取り残されていくような障害者の生活環境はですね、なっていったら障害者だけが、家族だけが家族会とかいろんなことやってるようで周りの人が関心ないと。そういうものではなかなか社会生活が困難になるというようなことを考えるので、その辺について町長、どういうふう考えるか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、この障害者に対する施設の数が少ないというのも現実かと思っております。さらには、やはりこの問題については、一互理町だけでなく隣接市町との連絡調整を密にしなければならない。さらにはやはりこういう障害者の方々が孤立しない、家族だけで守るということをございますけれども、やはりこれは情報を発信してもらって、例えば民生委員の方々、それらの力をかりながら、ぜひそれらの情報活動を展開しながら、やはり孤立化しない、そして隣接市町村との連絡調整も十分検討しながら前向きに検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） その広域ということは考えていただきますけれども、先ほども申しただけども、障害者そして家族の置かれている立場、この方々はさっき言った自分から支援してください、なかなか言えない。言えないんです。公の場で。それを本当に理解してやらないと、ああなんだ我々はちょっとよけ者だというような感じ取ってね、皆さんと違うところで生活しなければならないのかなんていう感じを持つてる方もいますし、なおさら高齢の方々になればですね、そういう環境に置かないようにですね、今さっき大変だけれども今後のサービスの系統としては居住系のサービス、居住系のサービス、さっき言った入所、ケアホーム、グループホーム、こういうものにやっぱり重点的に方向展開して、そうすると365日家にいなくてもいいかもしれない。そういうことに方向展開する、重点施策としてもっていく考え方と

いうのは、町長、持たないですかね。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 私も、地域における障害者とその家族の生活環境が最も重要だと考えておるわけでございます。やはり障害者本人の自立、あるいは家族の高齢化の問題、そして家族亡き後を考えながらの支援体制をやはり確立し、サービスを給付していくことがやはり最も重要な課題と思っておるところでございます。

そういう状況下におきまして、町民である障害者を対象とした受け入れ先となるグループホーム、先ほどありましたけどグループホームあるいはケアホームの整備を町内に進めていく必要も高く感じているところでございます。障害者が自立した生活を町内にあるグループホーム・ケアホームで送れることで家族がいつでも面会に行くことができるということですね。町内に施設があることによって。さらには、週末には自宅に帰れるような環境が大切であるととらえておるわけでございます。

今後におきましても、障害者が地域において自立して安全で安心して生活できるグループホーム・ケアホームの誘致に向けて一般町民の理解を得ながら事業者が参入しやすい環境を整え、確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、入所系の施設につきましては、さきのご質問で回答いたしましたように、障害者自立支援法の「障害者を自立させ地域に返そう」との趣旨により、また障害福祉計画におきましても施設入所者数の目標値を減少させ設定する旨、宮城県から指示されておりますことから、今後、入所系の施設を誘致または建設することは難しい状況にでございますけれども、今後努力してまいりたいと思います。

なお、一昨年ですか、神宮寺の元のカラオケ屋によっちゃん家という施設が出ております。あれらの施設もこれからどなたか事業者が立ち上げていただければ、それらの障害者の方々の手助けになると思いますので、これらの起業者の創設に向けても、やはり町の方でも応援をしてまいりたいと考えておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 今、町長が入所系の施設は誘致には一生懸命やりますけれども、なかなかいろいろ難しいではないかというような話も聞きました。しかし、何か話、前回、前回の介護保険の5ヵ年計画では特養とかそういう入所、進出なんていう話も聞きました。そういうことも関連しますと、町内の事業所、そういうところで難しいのであれば、やっぱり民間というのは町内にもあるし、町外にもあるし、仙台

市にも、今利用してるのは仙台市あたりの民間のそういう入所系のホームとかケアホームとかグループホームを利用して送り込んでいるんだと思いますけれども、そういう契約も必要ですけれども、整備は自分で、自前でやらなくもそういう民間でやるときの建設費補助金等もあるとか、あとは町有地を提供するとか、そういうものでそういう条件はある程度有利な条件にすれば、そういう方々がもし特別養護老人ホームを設置するところのかたわらに、そのような施設もあわせて併設したいとか、そういう状況もなきにしもあらずだし、介護保険ばかりじゃない、今から全部全体でそうやって見るような時代ですから、そういう一つの希望を民間の方々に提供しても一つはいいのではないかと思います。

あと、もう一つは、介護保険適用の事業と連携してですね、今介護保険では地域密着型のサービスというようなことを最近は出てきました。その中の小規模多機能型居宅介護施設、介護保険施設の中ですよ。あとは地域密着型介護老人福祉施設、生活介護型グループホーム、これは介護保険法の適用の施設ですけれども、これらについても、やっぱり包括的に障害者の受け入れとかそういうものを条件、提携して受け入れ可能なのであれば受け入れる体制をつくる。多分これはね、もう20年も前に広島県のどこかで試験的にやったことがあるので、全国でもやっていると思います。介護保険事業所のそういう施設で身体または知的、そういう方々の重度の方の受け入れ、短期的なことね、そういう形態もあったので、今もほかでももうやっているとあると思います。こういうのも手さぐりしてみても、もし互理町の介護保険施設、介護保険法適用の施設とそういうものを探ればその介護保険施設の中に地域密着型サービスの部門を創設させて、その中で提携すればそういう身近なところでもやれるんじゃないかというような考えをもちますけれども、そういう多面的な考え方で今後の対応を考えてみてはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） ただいまの障害者サービスの関係の地域密着的なサービスを介護保険の中でも一緒に取り入れてということなんですけれども、内容につきましてですね、ちょっと詳しく調べまして検討していきたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 検討するときいろいろ多分ね、私は随分前のことだったけれども、そういうのを情報誌の中から拾って見たことがあります。多分広島県だったと思い

ます。はしりはね。

議 長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） それでは介護保険法が多分12年前なので、20年前ですとちょっと時期的なものもあるんで……（「そのぐらいかもしれない」の声あり）そうしますと、その辺も詳しく調べてですね、今後検討していきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） ちょっと今地域の中の通所施設、通所授産施設ですね、ちょっとこのことに触れますけれども、ゆうゆうホームでもほのぼの園でも、あとはあそこの、もう一つなんですか、エイムですか、エイム、ああいうところで通所施設に通ってる方々がいますけれども、この方々の置かれている状況、収入、労働賃金ですね、町長はどのぐらいだと思ってますか。月の給料は。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 私、実態までご存じございませんので、担当の方から……。

議 長（安細隆之君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（阿部清茂君） エイムさんの方はある程度高いかと思うんですが、3万ぐらいいはいつてるのかなと思うんですけれども、ただうちの方の町でやってますゆうゆうかとほのぼのにつきましたは、本当に5,000円とかそういった金額かと思います。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） エイムさんはね、今万単位の金のようにすけれども、いろいろ広範にね、やっぱり製品をいろいろ工夫してつくって市販、いろいろな販売網を使って販売してるからそれなりに入所者に対する還元は大きい金を還元してる。ところがゆうゆう作業所でもほのぼの園でも作業する内容が、その情報がない。同じことばっかり。私いたときから箱づくりやってる、まだ。ほのぼの園さんは。20年以上箱づくりやってる。その収入で月々二、三〇〇〇円あるかないかです。ゆうゆう作業所は、それに積立金を足して個人にあげてる、そのような状況なところですよ。実際の話。やっぱりそういう場合は、その作業所にですね、仕事を提供する。まあシルバーさんの仕事もいろいろあるようすけれども、シルバーさんの中でもやれる、役場の中でもやれるもの、そういうものをそういう作業所に提供してあげて、もう少し個人の労働賃金のアップを考えると、町全体としてそういう方に目を向けて

いただきたいなど、私は思いますけれども、町長さんの考え、どうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま担当課長の方からお話があったとおり、ゆうゆう作業所、ほのぼの園そのものについては、本当に少額の2,000円、3,000円程度の1ヵ月の報酬というか、そういう形になっておるといこと、これらについては、ご案内のとおりほかの市町村より先んじてゆうゆう作業所、ほのぼの園を設置させていただいたわけでございますけれども、今申されたとおり町の施設の中に無償で提供させていただいておりますけれども、働いておる障害者の方々の収入が少ないというのは本当にこれからの自立していくためには、やはり万単位以上の収入がなければ困ると思っておるところでございます。

そういう中で、やはり作業の内容そのものについていろいろと事業所の方にお願ひしておるわけでございますけれども、なかなか事業所に対しまして所長等々が赴きましていろいろとお願ひしておるわけでございますけれども、やはり長引く景気低迷等よりなかなか事業量が少ないということで、特に現在前々から行っております馬上かまぼこさんとか、それらの箱づくりが主な内容となっておるわけでございます。また、エイムについても町の施設ということで用地提供させていただいておるわけでございます。土地あるいは建物が無償であっても、やはり働いている障害者の方々の収入そのものがもう少し額が上がればよいわけでございます。これらについても、各事業所あるいはシルバー人材、あるいは町の方の事業としてあるかどうか、これについても検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） いずれにしてもですね、何せ対象となる障害者の方々、介護保険を除けば本人も家族介護の方々も、もう70、80だと。そういう方々が大体多いんですね。本人だって50、60にもなってますし、ほのぼの園に行ってる方だって50を超えてること、ゆうゆう作業所だってそのような状況、それらの親というとやっぱり70、80というのは当然なこと、いずれ将来を心配しているということです。そういう方、我々健常だなんて言ってますけれども、あした交通事故でぼかって頭ぶつかって寝たきりになって動けなくなることも、それはあるんです。いずれ我が身なんですけれども、やっぱり常に皆さんも同じ、自分は健常者だというような立場でなくてですね、常にあすは我が身だというような考え方で障害者の方々、そして家族の

方々にいろいろな対策を施して事業化させて、亶理町が他の市町に先駆けて先進の障害者を支援する町だといわれるような対策をやっていただきたいなと思います。

それには、やっぱり町のトップの方々もいろいろな現場、そして障害者、親等の意見を聞くような態勢を示していただきたいと思います。町長の考え、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今お話のとおり、前向きに取り組ませていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） この際、昼食のため暫時休憩いたします。（発言者あり）質問は後で、午後に再開したいと思います。

再開は午後1時といたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第2問目の質問に入ります。

8番（鈴木高行君） では、第2問目の質問に入ります。

このたびの大震災で沿岸部の児童福祉施設は壊滅的な被害をこうむりました。これらの施設を改めて再建する必要があると思いますことから、亶理町立保育所の整備基準について質問します。

保育所を整備する上で保育に欠ける幼児、児童の把握や地域の需要等を考えて整備する場所や規模等について町ではどのような考えをもって再建を図ろうとしているのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） お答えいたします。

保育所整備につきましては、震災前から本町における保育所待機児童の解消に向けて重点事業として取り組んできたところでございます。そういう中で平成23年4月からは新たに亶理カトリック保育所が開園し、町全体の保育所受け入れ枠の拡大である程度の待機児童の解消が図られるのではと考えておるところでございます。そこに今回の大震災でご承知のとおり荒浜保育所、吉田保育所の2施設が使用できなくなりましたが、関係各所のご協力のもと、代替施設等でそれぞれ平成23年度で入所を予定していました児童につきましては、すべて受け入れて保育を行っておる

ところでございます。来年度も保護者の方々にはご迷惑をかけることとは存じますが、荒浜保育所、吉田保育所ともに現在の場所で引き続き保育を行っていく予定となっております。

そのような中で昨年11月に町内6認可保育所の入所募集を行ったところ、その結果545名の方が応募し、各施設ともに定員いっぱいの受け入れを行うことで500名の児童を保育する予定となっております。この数字は、平成21年度の509名、平成22年度の523名に近い数字となっております。

申込者の住所別分布を見ますと、亘理地区が約半数、逢隈地区が3割弱、そして仮設住宅が1割弱、1割強が均等に荒浜と吉田西部・吉田東部の北区域、すなわち吉田東部の南区域となっておるようでございます。まだまだお子さまをお持ちの方の住所地の移動は定まっていはいないと思いますが、このように各地区に限りなく保育の需要があるものと理解しており、最低でも被災した荒浜、吉田の両保育所におきましては、同地区での再建が必要と考えておるところでございます。

また、災害が起きた際にはすぐに避難できる施設が近くにあることや、保育所入所児童をおもちの方は、やはり兄弟が児童クラブに入っているケースが多いこと、そして小学校との交流、情報共有など相互理解などといった連携も重要なことと考え、復興計画に基づき荒浜小学校並びに長瀬小学校の隣接地に保育施設を整備したいと考えております。

なお、認可保育所の規模につきましては、最低定員が20名以上と定められておりますが、今後の各地域における保育需要等を推計しながら地域の復旧・復興状況にあわせて整備してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 沿岸部の住民の張りつけの形態、住居をですね、住居の形態は大きく変わったんですね。浜通りなんていうのは、まずないということとあっていいと思いますけれども、吉田の東部ですね。それで保育所の設置基準、国の設置基準もあるけれども、やっぱり保育に欠ける児童がその建てようとするところにいるか。将来の見通しはどうなんですかと。子どもが将来そこに保育に欠ける児童が必要として見込めるのかと、そういう条件が保育所の設置基準の第一です。そうした場合、将来どうなるかわかりませんが、危険区域に指定されたところには人は住まない。そのような状況になると吉田東部の場合、長瀬浜でも開墾場でもいつ戻って

くるかわかりませんが、そのような状況になっていることから、この設置基準を満たすというふうにはちょっと考えにくい。60人の定員だけれども60人の定員を満たす、将来も満たすというような状況にはなっていないのかなと私は思うんですけれども、将来を見越しても。それらを踏まえた上で再建を図ろうとするのか、その辺について町長に伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 震災復興計画の中では、すなわち海岸部にあります荒浜小学校は現在地、そして荒浜中学校についても同様、そして長瀬小学校についても同様な形で震災復興計画を立てておるわけでございます。そういうことから、やはり今回の津波を教訓といたしまして、できるだけ学校等の建物の近くに保育所を設置し、そして子どもたちが安全・安心してその地域で住めるようにということでの考え方を持っております。

そういう中で、ただいまお話のとおり、果たしてその定員、例えば60名の場合についての内容でございますけれども、それらの幼児が入るのかどうかということでございますけれども、十分現在のところ可能ではなかろうかと考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 私はどう見ても吉田東部の中に60人定員を満たすくらいのゼロから5歳まで該当するような子どもは今のところはまずないと。ここ数年は。数年以上、10年以上ないでしょう。浜吉田近辺、東部地区あの辺も含めてあっちまで運ぶ、保育所は送迎が基本ですから、歩いていくわけじゃないですから子どもが、送迎が基本となると浜通りには人が住んでいない。そこから送迎しない。それで将来的には何かいうとイチゴファームも計画がある。その辺の近辺にも集団移転、災害公営住宅、そういうものを復興計画ではあるとなれば、なおさら送迎を考えた保護者の利便性、そういうものを考えてね、やったら、どこが適地なのかとおのずと判断できると思うんですね。送迎というのは親が大変負担です。朝夜迎えに行く、わざわざ線路を越えてあっちの方まで迎えに行く、2キロ以上も越えてですね、そのような状況に置かせるということは、行政の設置基準の中で保育に欠ける児童もまばらにしかいないと。だったらまちづくりとして誘導するのであれば、そういう公共施設はあるべきところにあるのが、これは自然なのかと私は思うんですけれども、そ

の辺町長はどういうふうに考えますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現時点でも長瀬周辺の行政区、長瀬浜、開墾場、そして周辺の地域におきましては、まだ住宅に入ってる方々も十分あると思っております。そういう中で、やはり学校を中心とした公共施設ということで考えれば、やはり学校周辺、例えば今回の大津波にした場合についての避難の問題等々含めまして、やはり現在復興計画の中で計画しておる内容の位置で建設を検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 保育所の目的、保育できない親の日中を面倒見るのが保育所、避難するための保育所じゃないんです。保育所の本来の目的は働いてる親が日中できないから、だったら利便、近場、連絡とりやすい、そういうところに設置するのが保育所の設置基準からして当たり前なんです。災害考えて、それも災害のときはいかもしれませんけれども、何もわざわざ学校に逃げさせる必要もないし、近場にいれば迎えにいけばいいし、近場の知ってる人が保育所のところを、地域でね、災害から守ればいいし、そういう考え方すれば密集した地域の中に利便性を考えて、利用能も考えて、子どもの安全性も考えれば適地というのは必ず出てくるはずなんです。将来の需要もまちづくりも考えてそういうところを選ぶのがこういう公共施設であって、今あった既存のところは今まであったからいいと、そういう考えが立たないと思うんです。その辺もう一回。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） その場合、吉田地区と荒浜地区という考え方の分離の考え方もあろうかと思えます。すなわち荒浜地区については、一応荒浜小学校の周辺、そして長瀬の地区については現在改築予定しております西側に保育所の建設ということで計画をさせていただいております。

しかし、ただいまお話のとおり保育そのものについては、両親が働いておる、そして利便性のある場所ということでございますけれども、それらの内容も十分ご理解はできますけれども、やはり将来のまちづくり、なりわい等々を考えた場合については、やはり現施設の周辺に整備することがベターなのかなと思っておりますのでございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 町長と私の考えはちょっと違うようですけれども、なりわいというのはあそこでなりわいがあるかどうか私はわかりません。長瀬小学校の近辺がなりわいになるんだかどうかはね。そこら辺はちょっと話してもらいますけれども、どのような形であの辺をなりわいにするつもりでいるのかですね。

ただ、保育所に子どもを預ける親の立場からすれば、一番は利便性、長く預かってもらえる、いい環境、保育状況の中で安全に預かってもらえる、そういうことが一番だと思うんです。時間を費やす必要、忙しいんですから親は、わざわざ時間を費やして遠くまで行く必要もないし、将来の駅周辺とか学校の、中学校の東側とか安全な場所とか、いろいろそういうところを選定するのは利用する側に対しての当たり前前の考えかなと私は思うんですけれども、なりわいとか長瀬小学校周辺のなりわいというのは、町長どういことを考えてなりわいという話出てきたんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今回の被災された方々のこれからの調査の関係で、例えば大畑浜あるいは吉田浜周辺の集団移転、それらについてもいろいろとこれから個別の調査などを行うわけでございますけれども、その中でのやはり内陸部というか、西部の方まで果たしてこれから来るか、あるいは現在地に戻るか、さらには今言った学校周辺の土地を、周辺に住宅を建設してその生活を再建するか、その辺についても、やはり今後の個別の調査に基づきまして考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 何かちょっと意味わからなかったんですけれども、現在の吉田保育所の震災なる前までの入所状況からして子どもたちの数の割合ですね、そんなに浜通りからとか多くない。長瀬小学校の入学児童を見ても大体が西の方だ、学校よりも。大体70%ぐらいそうでしょう。なおさら今回になったら、その30%もなくなるでしょう。そういうところに現在地に再建するという考え方、ちょっと外れてるのかなと私は思います。そういう計画ですね、計画はあくまでも計画であって、社会の情勢とか財政状況ですね、地域の考え方、いいですか、地域の考え方、それらも踏まえて計画は変更あつてしかるべきなんですね。

総合発展計画の中にも、この変更というのはあるんですね。総合発展計画の中に

も社会情勢によって計画は変更しますと。総合発展計画の中に、前も質問したことがありますけれども、そういうようなことで今回もね、震災復興計画の中でいろいろ示されておりますけれども、このような社会が求めない、地域が求めない、地域主体の町政っていいますけれども、地域の方々はあそこに保育所でなくてもっと安全なところと、それが地域の方々の声です。町民主体の町政って町長は言うけれども、そういうところを聞かなかつたらば町民主体の町政とはいえなくなってくる。そういうのをよく聞いて変更は変更、素直に今の情勢はこうだからと、復興計画も変えましょうと、地域の方々の声を聞きます、それが町民主体のまちづくり、町政の精神ではないかと思っておりますけれども、ちょっとその辺町長に伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今お話のとおり保護者、要するに保育所として預かる方々のやはり意向調査なども実施して、さらにそれらについて検討してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） 要するに意向調査を聞いて検討、変更ありきという検討で回答なんですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） その数字によって判断をしてまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鈴木高行議員。

8 番（鈴木高行君） わかりました。以上で、質問を終わります。

議 長（安細隆之君） これをもって、鈴木高行議員の質問を終結いたします。

次に、15番。島田金一議員、登壇。

〔18番 島田金一君 登壇〕

15番（島田金一君） 15番、島田金一です。私は1問、6項目について質問いたします。

1問、これからの復興実施計画について質問いたします。

阿武隈川の堤防の形と幅員、県道の幅員が示されました。関係地域住民の説明会が国土交通省と宮城県合同の説明会が開催されました。いろいろな意見が交わされ、また危険地域の個別面談が行われております。集団移転について、各地の説明会が行われています。これらを踏まえて下記質問をいたします。

1番、阿武隈川沿いの堤防、県道の測量が始まる予定でございます。買収方式で

切り取られた場合、残地はどのようにする考えか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 島田金一議員にお答えいたします。

ご案内のとおり荒浜地区そのものについては、北側に阿武隈川が走っており、河川堤防の復旧に関しましては、今回のような大震災から町を守るための一次防御施設でございます。震災直後から、ご案内のとおり亙理町の場合については、三つの省庁にまたがっておるわけでございます。国土交通省、そして農林水産省、そして水産庁ということになっておるわけでございますけれども、これらについては、やはり震災前の高さよりも高くした統一の規格でぜひお願い、復旧整備を要望してまいったところでございます。

そういう中で2月13日から5日間にわたりまして阿武隈川河川堤防及び県道、これは荒浜港今泉線でございますけれども、復旧工事に関する説明会が国土交通省並びに宮城県の合同で開催され、復旧工事の詳細設計を行うため、現地に入り測量を行うことに対する住民の理解を得るため開催されたわけでございます。

その際、国の担当者からは事業区域に該当する土地は買収するが、該当しない土地については買収しない旨の説明があったということで震災復興推進課の職員から承っておるところでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 今、町長からおっしゃったとおり、残地処理、それは買収しないということになっておりますが、いろいろな質問で聞かれるのは切り取りの処理、あそこはご存じのとおり私たちも同じですが、うなぎの寝床の状態の間口が5間から6間、長さは四、五〇メートルという形で、一番モデルになったのは2丁目、3丁目の切り取り線で、最大で自宅近くの側溝から30メートルバックをするというふうな説明がなされました。そうしますと、その残地、もう変形な形になります。その辺は、もし町と県がやっぱり県道を含めていろいろな計画できると思いますが、そのお考えは。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、やはり町といたしましては、国土交通省、そしてのり尻に県道が走ってるわけでございます。それと県と国とのやはり調整も必要かなと思っております。さらには、町といたしましては、その残地についても、ぜひ

買い上げとかそういう方法を、ぜひ国に対してお願いをしてみたいと思っておりますけれども、最終的な内容については、まだ現在まずもって測量に入るための地権者の承諾を得て早く設計に入りたいという希望もございますので、その辺についても、やはり地域の方々のご理解をいただきながら進めないと、まずもってそれらの用地の問題、そして例えば買収の問題等についての詳細設計ができないと思っておりますので、その辺についても地域の方々のご理解とご協力をいただきたいと思いますとおるところでございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 一番切り取りの激しい地域、以前小学校の町長おわかりでしょうが、小学校の建設の折ですね、日照権問題で相当2丁目地区の住民で協議がなされたことを聞き及んでおります。また、北側が丸くなっているのはそのせいだということも聞かれておりますが、今の国土交通省との関係、一番やっぱり住民が必要となっているのは切り取り線の残地も含めてですが、私たちがそこに住めないということになるとどこに行けばいいのかというふうな問題が一番発生してくると思います。後から出てきますが、いろいろな方策があると思いますが、今のところ町長はまだ測量後の形だと思っておりますが、一応話を聞いてみますと一応30メートルから25メートル以内で大体セットバックの距離がおさまるんじゃないかなと私は感じられますが、その点も含めて回答をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま特に2丁目周辺、学校周辺の土地の関係でございますけれども、ご案内のとおり荒浜小学校建設の際にも、やはり地元からの日照権の問題があったということであのような建物になったということと、北側の、校舎の北側を空けるようにということで、そこに学校の先生方の駐車場になっておること、そして現在もあの幅は何メートルになっておるかわかりませんが、あの荒浜都市下水路があるわけでございます。今回の内容によりますと、あの都市下水路そのものについては要らなくなるというか、そういう形になろうかと思っております。それらの整合性を考えながら、やはり国土交通省あるいは県に対しても、それらの内容を含めて要望してみたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 今、町長のお言葉で、今から積極的に国に働きかけて買い取り、ま

たはあの地区を公園地区、または区画整理事業というふうな形も考えられると思いますので、その点、事業主体が国土交通省、県でございますので、なかなか言いづらい点はあると思いますが、この前新聞で町長が主張したようにですね、スピードとそして積極的な行動をお願いしたいと思います。

次の2項目に入ります。箱根田西から4丁目までの地域に計画されている都市計画道路、これは避難道路として今度の災害計画に入っております。そのところではなくてですね、今現在ある荒浜小学校の前の町道を拡幅して避難道路とし、災害土地地区画整理事業を小学校前の道路から荒浜側沿岸の県道まで街並みの形成の構想はあるのかお聞きします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 震災復興計画におきましては、荒浜地区の避難道路の整備につきましては、現在の町道荒浜築港線のほかに都市計画街路として整備予定しております、仮称ではございますけれども荒浜大通り線並びに鳥屋崎方面の避難道路を整備する計画としておるところでございます。現時点として荒浜小学校前の町道を拡幅し、避難道路として土地地区画整理事業として小学校前の道路と阿武隈沿いの県道を中心とした街並み形成についての構想は、現時点で持っていないということでございます。

しかし、今後、阿武隈川河川堤防等の復旧工事に伴い事業の影響を受けます堤防沿いにお住まいであった方々の意向から、住みなれた土地での新たな土地利用を検討することが必要であれば地域の皆様と検討を進めてまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 今、街並みを形成するために地域の皆様と検討したいと、これは今までの兵庫県の例を見ますと、やっぱり自主移転、自分で土地を買って移転する人、あと公営住宅に入る人、あと集団移転でその地域を出ていく人、そういうふうなことになるとその地域の自主再建地域がですね、櫛の歯が抜けたように1軒が住んで5軒が荒地、また1軒が住んで3軒が荒地というふうな街並みが形成されると、これは街並みと言えないというふうな形にも例としてはなっております。それを防ぐためにですね、今町長もおっしゃったように、ある程度、今からのことでございますが、コンパクトな、小学校を中心にするかどこに中心にするか今のところはま

だ検討中だと思いますが、そういうふうなコンパクトな地域をつくってですね、一つとしては災害公営住宅、今100棟、高層住宅になっておりますが、そういうふう
に自主移転で空き地になってる土地を先行買い取りしてそういうふうに一戸建て災
害住宅を、戸建ての災害住宅をつくってですね、今法律変わりました。木造だと5
年後には払い下げができるというふうな法律ができましたので、その間、間にそ
ういう人たちを、集団移転地域とかそういうことからそこに住ませですね、新しい
街並みをつくることも可能じゃないかと思いますが、その点いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長

町 長（齋藤邦男君） 島田議員さん言うのはもっともだと思います。土地区画整理事業と
なると、その周辺の地域の合意形成、約100%ぐらいの機能がなければなかなか難
しいと思っております。そういう中で、やはりコンパクトな一戸建ての地域地域、
それにはやはり住民同士の合意形成、どの地域お互いに、そして将来のコミュニテ
ィづくりの関係もございますので、それらについてやはりこれから住民との個別面
談を行う予定になっておりますので、その際にはぜひ欠席されると困るんですけれ
ども、まずもって説明会あるいは個別面談の際には、ぜひ担当職員と面談をし、そ
してグループごとにでもお互いにまとまってもらえれば町の方でもそういうコンパ
クトな個別の住宅建設も考えられますけれども、まずもって住民の方々の意向を
はっきり示していただき、そして合意形成をしてもらうのが最も大事かと思ってお
りますけれども、そういう中でなかなか難しい場合についても、難しい場合は、や
はり町の方でもやはり指導・助言をしながら進めなければならないのかなと思っ
ておるところでございますので、特に地元の議員の方々からその辺について強く住
民の方々に情報発信をしていただきたいと思いますと思っておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 今、町長から本当に合意形成に対しては難しいという言葉も聞きま
す。ただしですね、一つの考えですが、今3丁目地区、4丁目地区、阿武隈川河川
地区ですが、建物建ってる家が数軒でございます。その数軒を第一のそういうふう
な土地区画整理のモデル地区として、大体120軒くらいだと思います。それであと
道路、副道、あと歩道含めたモデル地区として考えることもできるのではないかと。
それで、まず27年に大体堤防と県道ができると思いますが、それと同時にもう人が
住めるというふうな区画を、もうちゃんと決めて住宅が建つような状況にしておく

ということも皆さんに光を与える一助だと思いますが、その点、町長いかがですか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 島田議員さんが言われたとおり、私もそういう方向でできれば早くやりたいと思っております。そのためには、やはり今言った4丁目、3丁目周辺の方々が、やはりこのまちづくり協議会あるいは地域の自主組織であります町内会、それらがやっぱりこの町の指導でなく、やはり地域の方々がみずからある程度考えていただいて、そして町に提案型の方針を出してもらった方が進みやすいのかなと思っております。それらの内容については、やはりそういう提案型については、町の方でも積極的に支援をしてまいりたいと思っておりますので、ぜひその方向を4丁目としての取りまとめ、あるいは3丁目としての取りまとめ、そして将来のまちづくりのモデル事業になるようにご支援賜りますようお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 町長の励ましの言葉という形でとらえまして、私たちも一生懸命頑張りたいと思います。（「よろしく願います」の声あり）

3番に入ります。新しい構想による都市計画が必要になっております。40カ所近くでの事業が予定されておりますが、拠点的なものが亘理町全体から見た亘理東部全体の都市計画と亘理西部地区との連携したビジョンが描かれてないと思います。これはやっぱりコンサルとかそういうふうなものを中心にですね、計画が練られた結果だと私個人は思っておりますが、町民等で構成する今度の（仮称）亘理町復興対策会議を設けることとなっております。これがいつころから始まるのか、また都市計画は各分野の専門家で構成し、対策会議は計画の提案をもとに意見交換を行い、新しい構想を示し、実施するような機関にしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 今、議員さんから（仮称）亘理町復興対策会議につきましては、亘理町震災復興計画に基づく施策や事業の進捗状況に対し、意見等を拝聴しながら適切な進行管理を行う組織として考えておるところでございます。

震災からの復興に当たりましては、住民が主役のまちづくりを行うことを復興に向けた基本的な考え方として取り組むこととしておるところでございます。町民の方を中心とした組織としたいと考えていますが、町民の皆様では多角的な視点や専

門的な知識による判断が不十分である面も否めないと思っておるところでございますので、きのうの一般質問の中でご答弁申し上げたところ、このメンバーの中に亘理町震災復興会議の中の委員長を務めていただいた大村先生の専門家をアドバイザーとしてお願いしたいということで、これからの復興まちづくりについても、十分これらの内容を踏まえて、さらにスピード感をもって進めたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 今、町長から、きのうの一般質問で復興計画においての議長でありました大村虔一氏を、アドバイザーというお願いしてるというような発言ありましたが、大村虔一氏は調べてみると建設・建築のプロでございますが、都市計画は余り得意な方ではないとお聞きしております。そういうふうなものはですね、今回の都市計画また土地区画整理事業は専門的な知識、経験が必要となっております。今からそういうふうなものを構成人員は1人だけでは大変だと思いますので、その点あたりの何人かで構想を練るというふうなことの考えはございませんか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって大村先生のアドバイスを受け、どのくらいの組織体にし、どういうメンバーを構成メンバーにするか、それらもやはり大村先生のご意見を拝聴しながら、そして何人の委員で組織体にするか、これについてもやはり大村先生の意見を十分考えながら組織体をつくりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 今、座長であった大村先生のご意見を聞きながら、どういう組織体をつくるかを検討したいということですが、これには私の考えですが、やっぱり専門家の中には建築設計、都市計画、農地利用、行政、あと私が考えている必ず必要な分野というのは人文部門が必要だと思います。人文部門の専門家というのは、この地域、亘理地域の歴史、社会習慣、気候、地形を配慮して、そういう人を1人入れておくと、そういうことを配慮しないと真の復興は難しいという考えでございますが、その点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） やはり亘理の歴史、文化等々、現在も亘理町におきましては、歴史、文化、それらの資料づくりのため、今、委員を委嘱している方々もでございます。そ

れらも含めながら、今後のメンバーという形になるのか、どういう形になるかわかりませんが、そういう方々も必要と思っておるところでございます。その時点でどのような構成メンバーになるか、その中で検討してまいりたいと思っております。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 4番に入ります。各都道府県から派遣されている方に都市計画の専門家や阪神淡路大震災で貴重な経験をなされている自治体の人材がおります。今積極的に活用しているのかお聞きします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご承知のとおり、昨年の6月には東日本大震災からの早期の復旧を推進するためということで阪神淡路大震災から復興事業に携わった兵庫県の淡路市からの派遣職員を初めといたしまして宮城県からの派遣職員、並びに東京都練馬区、そして新宿区、中野区からおのおの職員9名派遣をいただいております。その方々に対しましても、衷心から厚く御礼を申し上げるところでございます。さらには、12月には亘理町震災復興計画を、各種の関係機関及び関係者のご協力により策定することができたということで、この方々に本当に感謝しておるところでございます。本計画を策定するにたりまして、派遣職員の方々においては復旧にとどまらず、さらに発展した亘理町を再構築する上で効果的と思われる事業の選択など阪神淡路大震災からの復興事業で培ったノウハウや都市基盤整備づくり等の業務での経験を、積極的に本町の復旧事業を推進するためにご努力をいただいたということでございます。

また、現在本町の復興を推進する中で防災集団移転促進事業を取り入れ、吉田、荒浜地区の移転を促進する区域の被災者の方々に説明会を開催し、早期の宅地整備、そして移転の支援を行うことについても派遣職員の方々には積極的に業務を遂行していただいております。

さらには、都市計画に携わった人材を復興期に限り採用する考えはあるのかとのご質問であります。来年度において復興に向けた機構改革を行うための条例を、先日可決いただいたところであり、その中で防災集団移転促進事業等の事務事業を担当する課として復興まちづくり課を設置するに当たり、愛知県岡崎市から都市計画事業等を担当された職員の受け入れについて内諾を受け、当課に配置するという

ことで、先ほど愛知県の岡崎市から3名の職員がお昼に到着いたしまして食事会をさせていただきまして、4月2日から3名の方々が配置されると。これらの方々は、いずれも技術者ということで、先ほど30分ほど懇談をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） ちょうど岡崎市の方、もちろん私も消防団やってましたので岡崎市、愛知県の協力が相当私たちの力になりました。きょうのニュースでございますが、行政の災害応援協定、県内ではなくて遠隔地と協定を結ぶというふうな話題になっておりました。それも今からの一つでございます。私たちが逆の方で岡崎市がうんと被害を受けた場合ですね、遠隔地からの応援が可能になる、そういうふうなものをちゃんと準備したり協定するはいい機会だと思いますので、今派遣されている兵庫県、今度岡崎市からだ愛知県のそういう土地と災害応援協定、そういうものも一つ結んだらいかがでしょうか。その点伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今、先ほど言ったように淡路市、さらに東京からは新宿、中野、練馬区等々が来てるわけでございます。さらには今回岡崎市、ほかの市町村も来る予定になっておりますけれども、協定そのものについて、今後検討させていただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 町長が6日、本会議の6日、行政組織機構改革が行われました。震災復興課が、一応廃止になりまして用地対策課また復興まちづくり課というふうにならなくなって、今も説明ございました。私個人の考えになりますが、やっぱり今からですね、昨日同僚議員が質問したとおり復興の基本理念をもとに町のビジョンは必要だと思います。ちょっとこれは無理かと思うんですが、課の設置だといろいろな要綱が必要であります。復興課、企画課の中に調整役として復興調整局と。もちろん今条例では局・室を廃止するという条例がございますが、なぜこれが必要かと思えますと、やっぱり復興と今普通の第4次総合発展計画の企画というふうな二つの仕事は、一つの課に人員の派遣も含めまして対策はすると思えますが、なかなか大変だと私は考えております。もしよければそういうふうに企画課のグループの中に、今私の仮称でございますが「復興調整局」をつくりまして、今二つの課にな

ったものを、その他のものを統括するような部署をつくってはいかがかなと思っておりますが、それはもちろん復興期に限定してつくって復興期が終わりましたら解散という形をとってもよろしいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先日互理町の課設置条例の可決いただいたわけでございますけれども、今回の提案は局ということの内容でございますけれども、現在局という名称を使ってるのは仙台市の何々局ということでございます。県におきましては部制ということになっております。そういう中でこの県内の市町村を見ますと、市は部制を敷いておりますけれども、町村については部制あるいは局制というのは、これらについても今はどうなっておるか分かりませんが、以前から市町村課からの部制あるいは局制、それらについては指導助言があるわけでございます。例えば機構だけでなく、あるいは給与の給料表の何級何号俸というそれらについてもいろいろと県と協議も必要ということでございます。しかし、この企画調整のための局ということでもございましたけれども、現時点でも企画調整会議ということで何回となくこれらについての重要課題についても企画財政課担当ということで企画調整会議、そして今回の機構改革によりまして、やはり縦割りでなく横断的な内容でお互いに連絡調整して整合性を図りながら、そして今回は特に被災された方々の窓口の一本化ということで考えておるところでございますので、これらについては今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） それではそういう横断的な連絡を密にしてぜひ復興の方だけではなくて第4次総合発展計画、それも含めて行政がスムーズに進むように努力してもらいたいと思います。

次に進みます。5番で集団移転の構想が示されました。まだ地権者と交渉が決定してない地域があります。地区の同意が得ましたら即実施に移ってほしいと。スピードが大事でございます。モデル地区でもよいと思いますが、先行計画はあるのかお聞きします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在、移転を促進地域からの集団移転につきましては、対象となります地域の方々とはこれまでも集団移転に係る話し合い等を何回となく進めてお

るところでございます。そういう中で、吉田東部地区につきましては2月28日から3月4日まで実施をし、また荒浜地区につきましては議会の関係もございましたので3月12日から18日までの間におきまして、この地域との個別面談を行いながら集団移転に対する意向を把握したいと考えておるところでございます。

町といたしましても、やはり被災された方々が一日も早く生活、住環境の確保に向けて取り組んでまいらなければならないと思っております。今回の個別面談による意向調査等を踏まえつつ、集団移転先の選定などを進めながら住民の皆様との合意形成が最も大事だと思っております。これについても、島田議員だけでなく本日の議員の方々にも、聞かれた場合については合意形成、合意形成というかね、お互いにそれに近い内容でお願いをいたしたいと思っております。

そういう中で、やはり集団移転に際しましては、もともといた地域コミュニティの維持や新たなまちづくりのため、できるだけまとまった規模での実施が望ましいと考えております。その場合については、3戸とか5戸でなく、やはり最低でも20戸から50戸というような形に、やはり今までの集落ですと100戸あるいは80戸という集落行政区単位になっておりましたけれども、やはり最低でも20戸以上あるいは50戸というようなことで、早くこれらの地域がまとまりましたら、その地域を最優先的に進めてまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） 次、お願いします。この前、きのう説明ありましたが、復興交付金配分、第1次配分額が自治体に通知があったと町長から説明ありました。亘理町とかそういう宮城県の関係自治、要求の50%から60%のもので本当に残念な結果となりましたが、一次回答での交付金とかそういうふうなものの復活はあるのかどうかお聞きします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 昨日も答弁いたしたところでございますけれども、集計額については210億、約210億、それに対しまして今回交付額として決定されたのが110億、そういたしますと53%の交付率になっておるわけでございますけれども、きのうご案内のとおり復興庁の担当者並びに国、県の関係者も参りまして町の方で10時からこの復興交付金の今までの経緯等についてご説明を聞き、説明を受け、それに基づき

まして町の方からの意見を交わしたわけでございます。きのう4時までかかったようでございます。

そういう中で、現時点でわかってる分でございますけれども、一次そのものについては災害公営住宅を優先的にやったというような内容等になっておるわけでございます。さらにはどういう形で今後の行程になりますかとお尋ねをしたところ、今月末ころに第2次の交付額的な発表というか、そういう内容になると。そして今後の対応はどうなるか、2回で終わりですかとお尋ねしたところ、現時点では今月末と6月を見通してやりたいと。その後はどうなるんですかと強くまた何回となく言ったところ、現時点では3月末から6月ということでございます。

そういう中で、やはり今回の交付金そのものについては、やはりなかなか復興庁の査定が厳しいと、これについては新聞報道あるいはテレビ等でも報道されておりますけれども、なぜかいろいろと省庁で示された要望、要綱に基づきまして町の方では申請をしておったわけでございます。各省庁からの要綱に基づきまして申請をしたわけでございますけれども、その辺と復興庁との考え方が若干ずれがあるのかなと思っております。やはりこれについては、やはり町の方の現在の復興計画にも影響すると思っております。本当に厳しい内容となっております。これらについて、ぜひ国に対し、すなわち特に復興庁に対しまして財源的な裏づけをはっきりと示してもらわないと今までの、例えば農林水産省、国土交通省で示された内容が全然今回の中で見えてきてないというのが現実でございます。そういうことになりますと今までの半年以上かけた互理町の震災復興計画そのもの見直しになる危険もあるということで、これについては本当に私初め職員とも以前からの協議協議協議ということで朝夕しておりますけれども、これがなかった場合どのような形にしたらいのかということです。毎日苦慮している連続でございます。しかし、めげずにやはり国、国というよりも復興庁に対する要望活動を、さらに展開してまいらなければならぬと。そのためには県と歩調を合わせながら進めてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 島田金一議員。

15番（島田金一君） ぜひお願いします。

6番に入ります。集団移転や買収行為、災害公営住宅、自主再建など住まいや土地、家屋等の問題が起こってまいります。直接町の説明だけでは理解ができない町

と町民との信頼関係なくして復興はあり得ないと思っております。町民の立場に立って車座会議や個別相談を受け、町に提言する組織、NPOでもよろしいんですが、団体を利用して町民と町が信頼関係を築くべき組織があるといいのなと考えておりますが、その点いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町では、現在集団移転を対象とする地域の方々と個別の面談を終了したと、今後進めようとしているところもございますけれども、まずもって住宅の再建が最も必要であるということと考えております。そういう中で今までの元地というか、土地ですね、宅地の買収や移転先の確保など事業実施に向けた検討も必要と考えております。また、震災で住宅を失い、今後住宅の再建に係る資金確保、先ほどお話のとおり二重ローンの方々もおろうかと思っておりますので、これらに対してやはり住環境の整備が必要、そして早く提供することが最も、この災害公営住宅の整備とあわせながら沿岸部、特にね、荒浜地区と吉田東部地区につきましても、スムーズな避難を行えるような避難路の問題、さまざまな事業を展開するためには、やはり用地の確保が必要でございます。集団移転であろうと災害公営住宅であろうと、先ほど言ったいろいろなコンパクトな宅地を求める場合についても、まずもって被災されたところの合意形成と受け皿になる土地のご同意がなければ前に進まないということで考えております。

これからもやはり町民との信頼関係を損なわないように十分配慮しながら進めてまいるのでございますけれども、先ほど若干この前今の質問の前に申し上げたとおり、もう少し国の方の復興庁の予算確保、そして交付額の内容について国同士、すなわち国土交通省、農林水産省あるいは環境省、文部科学省、5省庁との連携を図っていただかなければ町では一步も前に進めない状況に、第1回目の交付金の中であのような数字になっておるということから、復興庁そのものについて努力をしていただいておりますけれども、町といたしましては各省庁の要綱に基づきまして申請しておった。しかし、復興庁の査定においてあのような結果になったんですけれども、国の中での調整役割を十分果たしていただきながら、これからのこの被災された問題についても取り組まなければならないと思っておりますので、議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願いをいたすものでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

1 5 番（島田金一君） なかなか個人で町の進めぐあい、マンパワーも足りないということで理解が乏しいという方もおると思います。その点のために今神戸からサポート隊が来てます。そういう人の活用ということも今町長の答弁からは漏れてるんですが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） やはり今各仮設住宅5ヵ所に仮設住宅を設置し、7ヵ所集会所を設置しておるわけでございますけれども、そこに以前ですと2人の臨時職員を配置していたわけでございますけれども、やはり仮設住宅に入っている方々の要望を聞きますと、やはり職員をふやしてもらいたいということで、現在は一集会所に3名配置して朝夕、朝8時に町の方に参りまして1日の結果の報告、こういう状態、あと被災された住民の方々の意向を聞きながら、朝8時から担当であります総務課の方で打ち合わせをし、そして夕方にも来てもらっていろいろなきょうの結果、そしてあすの行事等についても連絡調整を行っております。さらには、ご案内のとおり各施設にはいろいろボランティア活動、特に寺子屋ということで公共ゾーンの中でロシナンテスというところから英語教師であります松隈さんという方でございますけれども、毎日のように子ども、児童生徒のための勉強の手助けをしておると。また先日行きましたところいろいろな施設も私も時間ある限り集会所に参りますと、やはりボランティアの方々、先日はイスラエルの方々がおったようでございます。そういう中で私もいろいろとお話をさせていただきました御礼かたがた話しているわけでございますけれども、やはりこれらの事業展開するためには町そして議員さん、あるいは地域の方だけでなくNPO法人、それらのボランティアの方々のご支援、ご協力なくしては、やはり復興に向けた取り組みもできないと思っておりますので、今後ともボランティア、さらにはNPO法人の方々の力強いお力添えをいただきながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 島田金一議員。

1 5 番（島田金一君） 最後になりますが、この前朝早く起きましたらNHKの視点・論点で前の兵庫県知事、神戸淡路大震災の当時の知事であった貝原氏の話が載ってました。そのためにはこれから連携が必要で、あと行政と町民の信頼が一番であるということが語られておりました。そしてその中におもしろいことがあったもので紹

介しておきます。

第一番目に始まったのが英雄期、震災直後で皆さんが興奮して皆さんとのいろいろな救助活動、それに積極的に従事してる時期を第1英雄期。第2次はハネムーン期、これは避難所生活において皆様が協働していろいろな物資、いろいろな手助けをやるのが第2期のハネムーン期といわれております。第3期、今これが現在だと思いますが、幻滅期。将来のこと、仮設住宅に入ってから将来の光が見えないということで、中では今数件がございますが、脳溢血倒れた方、あと心筋梗塞で倒れた方、相当数おります。そういう期を経て、やっと今度本年度あたりから復興期という光が見えてくると思います。

やっぱりこの知事も言っているとおり、初め創造的な復興を国がやるということで、ハード面とかなにかというよりも新しい復興という形をつくろうとしましたが、結局は復旧にとどまったという反省も語っております。やっぱり文化、教育、人材育成などソフト開発によって地域に活気が生まれると復興に必要なソフト面の取り組みが必要だとも語っております。この東日本大震災による東北の復興に関し、高齢者が社会参加できる新たな仕組みをつくり、農業漁業には定年のない東北人の物づくりの感性を生かした匠のわざを結集すれば成熟国家型の産業モデルになると期待を込めて話しております。その言葉を聞いて町長、いかが感じておりますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 私もそのテレビを見させていただきました。大いに参考になったところでございますけれども、その気概をもってこれからも復旧・復興、そして発展に向けた取り組みを、町民の力を結集していただきながら進めてまいりたいと思っております。

15番（島田金一君） 以上、質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって、島田金一議員の質問を終結をいたします。

この際、暫時休憩いたします。

再開は、2時20分といたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番。安藤美重子員、登壇。

〔6番 安藤美重子 君 登壇〕

6 番（安藤美重子君） 6番、安藤美重子です。私は今回3点質問をさせていただきます。

まず、最初にまちづくり協議会について質問をいたします。

まちづくり協議会が5地区において設立され、活動を現在しております。町としては、この協議会についてどのような位置づけで支援を行っていくのか、また将来的にはどんな構想をもっているのかを伺うという質問なんですけれども、まず今現在まちづくり協議会が5地区において設立されました。一番早く設立されたのが吉田西部地区まちづくり協議会で、これは平成22年の10月3日に設立をされました。そのあと吉田東部地区、こちらも22年の12月の17日、そして荒浜地区では同じく12月の20日、それから逢隈地区亘理地区におきましては23年の3月に予定しておりましたのが震災の関係で設立が少し延びまして、逢隈地区では23年の7月1日、そして亘理地区は23年の8月の19日にそれぞれ設立総会を開いてるような状況でございます。そして今現在さまざまな活動がなされております。広報誌の発行であるとか、もちつきをやったり、寄席をやったり、いろんな活動がされておりますけれども、このまちづくり協議会についてどのような位置づけでこれから支援を行っていくのか、その辺についてお尋ねいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、まちづくり協議会につきましては、平成20年の4月1日からまちづくり基本条例を制定させていただき、その後に亘理町内の5地区にまちづくり協議会を設立させていただいたところでございます。そういう中でまだ今お話のとおり1年未満から1年半くらいしかまだたっていないまちづくり協議会であります。

このまちづくり協議会そのものについてでございますけれども、やはり地域のいろいろな方々のご理解と熱意によって地域の特性を生かした個性あるまちづくりが各地区で展開されておるところでございます。まちづくり協議会は、これからの人口減少に伴う高齢化や人材の担い手不足等々、そして地域の課題の複雑化・多様化に対応するため、より一層の地域力の向上が求められていることから、地域課題把握や情報の共有化を行い、その解決等に地域協働で取り組むための組織であると位置づけをさせていただいております。

地域協働とは、地域でできることは地域で、地域でできないことについては、町

あるいは国・県等の行政というように役割分担をしながら地域課題を解決するものであると考えております。

このため、それぞれの地域のまちづくり協議会に対しましては、地域の自主的な活動とともに協働の担い手としての役割を期待するものであり、まちづくり協議会の活動に係る経費についてまちづくり協議会支援業務委託金として財政的な面からの支援や行政と連携したサポートを行うことによって人的な支援をしており、今後も継続して支援をしてまいりたいと思っております。

次に、将来的な構想でございましたけれども、先進的な事例を挙げればコミュニティセンターやあるいは公民館等について指定管理者制度の活用や業務委託をし、地域のための地域の施設としてまちづくり協議会が管理運営することによって地域の活性化が促されるという事例もありますことから、今後もそのようなことを視野に入れながら地域の魅力や課題について行政とまちづくり協議会が一体となって協議していき、その地域に必要な取り組みを明確にすることによって地域協働のまちづくりが推進されるものと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 町の方から支援、委託という形で予算をつけていただくという今お話があったんですけれども、まちづくり協議会の事務局の人員についてお尋ねいたします。当初、設立されたときには当初3名の方を雇用していただいたんですけれども、その後2名になりまして、今現在2名体制のところと3名体制のところがあるわけなんですけれども、今後はどのような形で進めていかれるのかお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議員さん今お話になった人数というのは、多分吉田西部のことかと思われましてけれども、減らしたということではなくて、実はまちづくり協議会の中で互理地区の方がちょっと人員が不足しているというふうなことでそちらの方に緊急的に必要だというようなことで回っていただいたというふうなことでございます。あと、今後につきましては、確かに議員さんおっしゃるとおりですね、2人のところと3人のところございますので、基本的には全協議会事務局長含めまして3名体制で進んでいくというふうな予定でおります。ただ、その協議会によりまして今のところ2名でもよいというふうなところもございますので、そういったと

ころについてのスタートは2名で、あと途中でどうしてもやっぱり人手が必要だというふうなところについては、最高3名までというふうなことで、ほとんどのところは3名でスタートと、新年度からですね、そのようなことで進めております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 早いところ、設立されてから早いところでは1年半、そして一番最後に設立されたところでも、もう半年間は活動を続けてまいったわけですがけれども、4月からは3名体制でということになりますけれども、人員がふえる分だけ予算的な裏づけ、予算も伴うわけですから金額もかさんでいくというふうに考えますけれども、今後ともこのまちづくり協議会については、予算的に今と同様のものを張りつけていくというようなお考えでよろしいのでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 新年度、24年度におきましては、23年度と同様な形で進めたいと思っております。

ただ、議員さんおっしゃるとおり職員数もふえたというふうなことで、あとは互理地区、逢隈地区につきましては、今度1年間フル稼働というふうなことがございますので、予算的には合計しますと約倍ぐらいにトータルではなっております。ただ、25年度以降につきましては、今のところ同様の補助事業があるうちは25年度まで同様な形というふうなことで考えておりますけれども、将来的には先ほど先進事例というふうなことで町長の方から答弁申し上げましたけれども、そういった委託も含めた形で指定管理制度を利用しながら施設の委託管理も含めて事業を進める分の活動経費として計上していきたいと。ですから、全体的な額でもってその中で活動していただくというふうなことになるかと思えます。

ちょっとわかりにくかったかもしれませんが、今は補助事業を活用しておりますけれども、補助事業がなくなりましたら今度は町単独での予算づけで、それに見合わせまして町で行っていた事業等とも含めて行っていただくことによって町の方で直接執行していた分が減りまして委託料の方に回っていくというふうな、大ざっぱな言い方をしますとそういった形になるのかなというふうに思っております。

あと、当然ながら新たな地区地区でのいろんな事業計画されると思えますので、それらの必要経費等々は協議させていただきながら、その分の経費としてまた追加

をさせていただくというふうなことで進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） じゃ今のところは補助事業という形で、委託事業に進んでいくまでの間準備期間、準備期間という言い方をしたんでは非常に失礼だとは思いますが、けれども、徐々に委託事業の方に移行していくというような予定、見込みでこの協議会の設立に支援をしていくと、そういうふうに解釈してよろしいんですね。

それでなんですけれども、委託事業ということで若干私はそれぞれの公民館の指定管理を将来的には行っていくのかなというふうに思っているんですけれども、今現在といたしましては、例えば吉田西部地区におきましては、そういう施設的なものもございません。それと荒浜公民館、吉田公民館もまだすぐに使えるような状況でもありませんので、もっともっと先になっていくのかなというふうにも思いますけれども、その2カ所と1カ所ですね、西部の方ですね、ここについては、どのようにこれから進めていかれるというのか、どのように考えていらっしゃるのかお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まず、荒浜と吉田につきましては、24年度でもって復旧工事の方に入ると思います。ですから、それができれば元のおりに戻るのかなというふうに思っております。西部につきましては、現在農村創作活動センターの方を使っていたいておりますけれども、引き続き今のところそこが事務局としてその施設を使って行っていただく。現在も吉田西部につきましては、あそこの施設の管理も含めて貸し出し等も含めた、もともとコミュニティの方でやってらっしゃったということもありまして、そちらも含めてお願いしてるものですから、引き続き西部につきましては同じような形で現在のところ進めていきたいというふうに思っておりますけれども。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 西部地区におきまして創作センターは別に管理していらっしゃる方も今現在いらっしゃいますので、いずれはそういうふうになっていくのかなと思いましたがけれども、ちょっとそこ違ったかなと思いました。

そうしますと、24年度には25年度あたりからは吉田公民館、荒浜公民館も指定管

理に近づいていくというような、そのところがもう開かれれば再開されれば徐々に徐々に指定管理を進めていくと。もちろん簡単にできるわけではないとは思いますがけれども、いずれはそういうような構想であるというふうに理解してよろしいんですね。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） あくまでもですね、各地区のまちづくり協議会の皆様とお話をしていった上で、時期が合えばそこでこういったこともお願いしたいというふうなことで進めていくことを、一応大ざっぱに考えていますというふうなことで、町の方で最初からそういうふうに進めるというふうなことではございませんので、それだけ誤解のないようお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） そんなに簡単に町の方からすぐということではないと思いますし、それぞれの協議会、地域においても具体的に協議をしていった結果、もしそういう要望とかそういうことがあれば町と協議をして、それが合意形成されればという形だと思いますので、いいんですけれども、今現在ですね、まちづくり協議会のイベント、イベント的な様相がかなり多くて、なかなか住民の方々にまちづくり協議会本来の活動の目的とかやっていることの内容がなかなか理解されていないように私は思われます。そこに今現在お二人のところから3人、それから予算もたくさん、これから予算審議入るわけですけれども、24年度におきましては約5,000万近いお金が予定されているように思いますので、かなり高額な予算が張りついてきます。そうしますと町民の方々、地域の方々にもっともっと協議会の方を理解していただいて協力してもらわないことには、この設立した当初の目的がなかなか達成されないと思うんです。そのためには、協議会そのもの、それから地域の方々の協力ももちろんなんですけれども、町としてもある程度のリーダーシップ、リーダーシップというんでしょうか、アドバイスというんでしょうか、そういうようなことも必要ではないかと私は思うのですけれども、その辺のことについてはどのようにお考えなんでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 議員さんおっしゃるとおりですね、やはりそのようなことを我々も考えておりまして、24年度から生涯学習課の方に一応現在の計画では各公民

館の職員が1カ所に集まるというふうな計画がございますので、そちらの方からですね、事業するとき各地区のまちづくり協議会の方にも一緒に入っていただきましてどのような進め方をするのか、まちづくり協議会の方にお手伝いをいただくというふうなことで進めていきたいと考えております。

そういったこともございまして3月中にですね、まちづくり協議会の事務局の方々と、まあ1回目の話し合いはしたんですけども、あとは各地区ごとに各それぞれの公民館の職員とお話をしながら24年度の事業について打ち合わせをさせていただいて、どの事業をどのぐらいのお手伝いをいただけるのというような形で地元と一緒にやってやることによって地元の方々の周知も図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 公民館の事業にお手伝いをさせていただくということなんですけれども、何ていうんでしょうか、例えば吉田西部地区みたいなところは公民館というのはないわけなので、そのところについては、吉田という形のくくりになるわけなんですかね、そういうことが一つと、協議会で独自の活動をしていくということも当初からの目的でありますので、それぞれの町で同じようなものを四つ、五つやっていくのか、それともこの協議会ではこういう独自のものをメインとして出していかっていかってという形で、その予算についての支援なんですけれども、同じような基準でやっていくのか、それとも事業ごとに予算をまた別個補正していくのか、その点については、どのようにお考えになっているんでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） まさにですね、今議員さんのご質問あったことがまちづくり協議会の一つの活動の目的でございます。町の方でどうしてもその事業やる場合ですね、同じ町民というようなことで地区に関係なくどうしても画一的な事業になってしまいがちなんですが、同じ亘理町といいましてもやはり逢隈、荒浜、吉田、吉田でも東部、それから西部でそれぞれの地域性がございます。そういったこともございましてそれぞれの地区で同じ事業であってもですね、今後につきましては自分たちの地区に合ったあるいは話し合いの中でやりたい方向での事業を取り組んでいただくというふうに考えております。

あと、当然先ほど申し上げましたのは町の方でも事業についての参加というふう

な、参画というかお手伝いというようなことでお話させていただきましたけれども、24年度事業としてそれぞれのまちづくり協議会で独自の事業計画も持ってらっしゃいますので、今後もそういった形で独自の事業で進んでいただければと。まあ統一でやった方がいいというものも当然あるかと思えますけれども、予算につきましても、一応それぞれにというか、まだ始まってすぐというようなこともありまして、基本的にはこの事業というようなことで同じような額で査定をさせていただいてるのと。

ただ、今後につきましては、そのやる事業事業、その事業ごとに精査をさせていただいて予算づけがなされるというようなことになろうかと思えます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） まちづくり協議会の外から見ていたときにですけれども、例えば町から支援としてお金をいただいたその中で独自に事業が進められるものとそれから例えばいずれ起きてくるであろう自分たちの事業ですね、指定管理であったりとか、何か物品販売をするとか、バザーを開くとかというような、そういうときの事業のときの収益というのがあって、それを例えばいわゆる会計が二つに分かれるんじゃないかなということもちょっと懸念されているんですけれども、そういうことについては、どのように方向としてもっていかれるものなのか、どういうふうにお考えになってるのかお尋ねします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 現時点においては補助事業でございますので、そこに枠の中でというようなことでやっていただいておりますけれども、今後委託するということになりますと、当然独立した一つの団体として行っていただきますので、例えば町からお願いする分、あるいは独自でやる分、その中で例えば町からこの事業やりたいんでこのぐらいというようなことで入ることはあるかと思えますけれども、それとまた独自で各協議会の方で行うものというのは別なものですので、かといって別会計というようなことではなかろうと思えます。町から入った、出ていくお金については、目的を持って出ていきますし、それをやっていただくと。あとそれとは別に全体的な例えば活動経費というようなことでいく部分もあると思えますので、それについては変なものに使わなければ、計画の中で使っていただければいいもの

ですし、あとそれとはまた別に今議員さんおっしゃったようにですね、独自に活動して入ったものについては、またそれはそれでその中で使っていただければよろしいかと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） このまちづくり協議会の今度は設備とか備品のことについてお尋ねいたします。設立当時は何も事務機械とかそういう電話とかパソコンとかそういうものも一切もなくして始まったわけですから、それぞれの協議会で調達をして、一応はすべて整備されたものと私は思うのですけれども、その中でも移動のための車ですね、現在は事務員の方々が自分の車を使って、借り上げというような形で処理してるように聞いておりますけれども、いずれ移動のための車なんかも必要になってくるんじゃないかなというふうにも考えますので、そういう場合はそういうことはやっぱり想定されているのでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤 浄君） 現在進めておりまして、各協議会の方に軽自動車の荷物も積めるようなワゴンタイプの車を、各1台ずつ配備するというようなことで現在進めております。新年度から各1台、そして事故等が心配されますので、基本的には車でもって移動していただくというようなことで現在進めておりまして、4月中には各協議会の方に配置できるものというふうに考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 徐々に徐々にまちづくり協議会の姿も具体的に見えてくる24年度には見えてくる時期かと思われますので、これからのまちづくりというんですか、それぞれの地区に合ったまちづくり、本来の目的が進められてきますよう何とか町の方としてもいろんなアドバイスとか何かをこれからもお願いしたいと思っております。

質問終わりました、次の2番目の質問に移ります。

地震見舞金についてですけれども、昨年3月11日の東日本大震災で亶理町では本当に大きな被害を受けました。そのとき発生した津波によりましてお亡くなりになった方、心からお悔やみ申し上げますし、家屋の流出などの被害を受けられた方々に対しましても本当に心からお見舞いを申し上げます。

また、地震によりまして亶理町の全町民は電気もない、水も来ない、電話を通じない、ガソリンもなくてなかなか出かけられない、生活物資も調達することができ

ないというような、町民全員が不自由な生活を体験いたしました。寒さに震え、食料の調達もままならず、なかなかトイレ一つにしても大変な体験でした。また、避難所ではプライバシーもない生活を送らざるを得なかったです。そのような中でひとり暮らしの方とか高齢の方、お体の不自由な方などは水を求めるために給水車のところまで行くのも本当に大変なようでした。お近くの方がお手伝いをなさったり、沢水を飲んだりというようなことで飢えを、のどの渇きをいやしたというお話も伺っております。

そんな中で亘理町には全国から支援物資とか義援金が届けられました。私は町民全員がこの大震災を体験というのか、何らかの形で被災をしたんですから、被害の大小にかかわらず全世帯にお見舞い金とか、何らかの支援の品などを全世帯の方々に差し上げてはいかがかなというふうに思います。このことに対して町長は、どのようにお考えになっておられますでしょうか、伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 本町は今回の東日本大震災で居住等の家屋が全壊半壊または津波で床上浸水以上の被害に遭われた世帯に対しまして緊急生活支援として2人までの世帯に2万円、3人以上の世帯に3万円を支給いたしております。これは震災直後の避難生活者に対しまして緊急的に少しでも生活の支えになればとの考え方から支給させていただきました。確かに亘理町全体そのものが大きな被害を受けたわけでございます。しかし、全町民が不自由な生活を強いられたことも事実でありますし、しかしながら全世帯に対して見舞い金を支給することは、現在のところ考えておられないということでございます。

今回の大震災はお金にかえられないような貴重な体験でもあったことから、何よりもこれからこの体験を風化させないこと、これを教訓とした今後の防災事業の推進と未来への伝承することが最も大事なかなと思っておるところでございます。

議 長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6 番（安藤美重子君） 確かに町長がおっしゃることは、そのとおりだと思います。そんなに大きな被災を受けなかった方々もお見舞い金が欲しいなんていう方はどなたもいらっしゃらないと思います。

しかしながら、今回床下浸水であったりブロック塀の崩れたのであったりとか、そういう軽微な被害からお見舞い金がもらえないくらいまでの被災とかさまざまあ

りました。そういう方々にも何らかの全国からの皆様のお気持ちを伝える何らかの方法というのか、そういうのも必要じゃないかなというふうには考えました。お金も必要になりますし、配るための大変な作業にもなると思いますけれども、本当に全国からいただいたお金を少しだけでもいい、それこそ本当に何らかの形で共有できるものがないのかなというふうには考えたものですから、今回ここでちょっと質問をさせていただきました。

いずれ、義援金などもまだまだ入ってくるかもしれません。金額はどのくらいになるかもわかりませんので何とも言えませんけれども、それこそ1,000円とかタオル1本とか、そんな形でも私はいいでないかなというふうに思います。もう一度町長の方からこういうことについてのお考えを伺わせていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについては、国から支給されます義援金、あるいは日赤等、それらの内容については全部支給させていただいております。ただいまの安藤議員さんについては、各世帯に対しますところの被害のない方とも受けとめられますけれども、これらについては、やはり今申されたとおり、果たしてタオル1本とか1,000円で配るとか、そういうことになると、それよりもやはり町民の方々は被災された方々に早く生活再建、あるいはそれらに対するお見舞い金の方に向けていただきたいというお話も出ようかと思っておりますので、現在のところ町民全体に対する町の単独の義援金については、先ほど申しました金額でご理解をいただきたいと思っております。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） それでは3番目の質問に移ります。

公会堂にも災害時の備蓄品の準備をとということなんですけれども、災害時には各行政区の公会堂とか、また集会所にも避難をする場合があるかと思えます。例えば吉田地区におきましては一応吉田小学校の体育館は津波のための避難場所というような想定から地元の方々地震で怖い思いをなさってもなかなか小学校の方に避難なさる方は少なかった、少なかったんですね。もう本当に数えるほどしかいなかったわけなんです。そうしましたとき、例えばですね、この間みたいに停電だったり断水だったり、そういうときにやはりおひとり暮らしの方とか高齢の方はお家にいるのが心配だという方、避難をしたいと思ったときに、一番身近なところにあるの

がそれぞれの行政区の公会堂とか集会所になるのかなというふうに思われます。そういうことも考えまして災害時の最低限の毛布であったりとか飲料水であったりとかそういう備蓄品、町ではそれぞれの避難場所に備蓄品を用意してございますけれども、そういうものの少ない単位でもいいので公会堂とか集会所のところにも整備したらいかがかなと思いますので、その辺について町長のお考えを伺わせていただきます。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今回の大震災によりまして本当に行政区で管理しております公会堂、集会所にも一時的に避難された方々も多々あったわけでございます。そういう中で亘理町の避難場所については、学校等ということで5カ所に約7,000人を超える避難者がおったわけでございます。そういう中で7月上旬には仮設住宅も建設されて、いずれの避難の方々は仮設住宅5カ所に入ったということで、一応ほっとしておるわけでございますけれども、公会堂に避難された方々、地域の方々のお手伝いなくしては、これはできないと思っております。

特に一般的な内容はそういう形でございますけれども、ご案内のとおり常磐線が逢隈駅に停車したということから、そこに乗っておった乗車されておった方々がどこに行ったらいいかということで地元のJRと地元の行政区長さんと相談した結果、下郡の公会堂を開放していろいろ物資、あるいは毛布等の提供をしながら、やはり亘理町民だけでなくそういう突発的な事態も発生するということから、今後ともやはり公会堂はもちろんのこと集会所、その場合のいろいろ備蓄そのものについての、果たして集会所、公会堂の備蓄倉庫的な内容が、スペースがあるのか。改めてその集会所以外にプレハブ等を建ててそういう備蓄倉庫をつくるのか。その辺については、今後あと敷地の問題等もございますので、これらについては行政区長さん等々とも協議をしなければならないのかなと思っております。

やはり今回の震災を踏まえますと、備蓄そのものについては重要な課題となっておるところでございますので、これらについても今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） それぞれの各行政区には自主防災組織が組織されておまして、マニュアルだけしかまだつくってないというところもあります。なかにはきちっと

年1回避難訓練を自主的にやっているところもあります。町、その行政区単位ではいろいろな先進的にやっている地区もあれば、まだそこまでいかないところもあります。こういうふうに備蓄品をそこに置くということで、その地区民の方々の防災意識が啓発されるっていうんでしょうか、緊急時の時の対応とかそれから避難訓練の必要性をより高めていくというような形での具体的な取り組みの一つとなるのではないのかなというふうに私は思いますので、ぜひ公会堂とか集会所にも、もちろん今町長がおっしゃったように押し入れのスペースもない、それからもらっても管理するのが大変だということも、もしかしたらあるかとも思いますけれども、将来的なこと、緊急時のことを考えていけば、ぜひ必要なことなので、ぜひ前向きにというよりも、やっていただきたいと思います。

以上、私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって、安藤美重子議員の質問を終結いたします。

次に、2番。高野孝一議員、登壇。

〔2番 高野孝一君 登壇〕

2番（高野孝一君） 2番、高野孝一です。私は、3項目について質問いたします。

まず、初めに1番、児童生徒の復興事業参画について伺います。

震災後、町外から多くのボランティアの方々が互理の復旧に携わっておいりました。家の片づけや床下の泥かき、延べ3万人ほどが手伝っていただいたというふうに聞いております。町内の大人の方は余り見かけませんでしたが、反面、佐藤記念体育館の支援物資センターでの仕分けや2次避難所での体育館、小学校でお手伝いをしておいりました地元の小学校・中学生・高校生や大学生は多く見受けられました。

今、互理町は24年度から本格的な復興に向けて計画に基づき10年後の町を見据えて私たち大人はさまざまな事業に取り組むこととなります。しかし、10年後の町の姿が若い人たちから魅力を感じてもらえなければ10年間の時間と膨大なお金を費やした努力がむだになります。今の中学生、10年後、15歳であれば25歳になります。25歳といいますと若者の中心的存在になります。児童・生徒の意見、思いを吸い上げて私たち大人が震災後のまちづくりに手助けをすべきと考えますが、どう考えますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、教育委員会関連でございますので教育長の方から

答弁いたさせます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、高野議員にお答えいたします。

復興事業への児童・生徒の参画ということでございますが、その前にですね、各学校におきましては、従来から地域との連携を重視しておりまして、地域やあるいは各種団体のさまざまな行事等に児童・生徒を参加を教育委員会といたしましても進めておりました。今後におきましても、できる限り地域との連携を図りながら積極的に参加させていきたいというふうに考えているところでございます。

また、復興事業関係につきましても、事業内容等を精査し、できることがあれば積極的に参画させていきたいというふうに思っているところであります。

昨年11月15日、亘理未来発表会というのを中央公民館で開いたわけでございます。子どもたちが被災したその経験を踏まえて今後の亘理町のあるべき姿というか、子どもたちの夢や希望を述べてもらったわけでございます。そのことについては広報でもお示ししたわけですが、やはり子どもの目線に立った大変すばらしい意見も多々あったわけでございます。そういうふうなことも踏まえてですね、町の復興事業に子どもの意見を取り入れるというふうな機会等があれば、ぜひそういうふうな子どもたちの意見を反映させていきたいものだなというふうな気持ちでおります。

ただ、そういうふうな会議等に参画するというふうになればですね、やっぱり学校の協力がどうしても必要になってまいります。教育委員会サイドだけでは一方的に決められません。そういうふうなことでございますので、もしそういうふうな機会を設けるといふふうになれば校長会等で協力依頼をお願いしていきたいと思っております。

いろんな復興というか事業というか、復活した事業もいっぱいあったわけでございます。年度の半ばごろからですね、例えばえんころ節、1月22日に開催されたえんころ節の全国大会では荒浜小学校の4年生の子ども約30人が物すごい歌声、堂々としたえんころ節を全国聴衆の皆さんに披露すると、拍手大喝采というようなことで今でもその伝統を引き継ごうということでやっておりますし、あるいは夏休みにあります町の、昨年はなかったわけでございますけれども、夏祭り等には亘理小学校の6年生を主体とした成実囃子とか荒浜小学校の子どもたちのぶちあわせ太鼓とかそういうふうなこともやっております。そういうふうないずれにしましても各

学校で子どもたちがいろんなイベントに参加していると。中学生であれば敬老会でその席でブラスバンドを演奏してお年寄りの方々に出す、そういうふうなこともございますので、今後そういうことも要請あれば前向きに検討していきたいというふうには思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） なるべく震災関係の話をしておりますので、違う話しじゃありませんので、そこは理解していただきたいと思います。

それで、参画するということでお話し伺いました。それで、さっき教育長言った、これですね、冊子まとめたのありますけれども、亘理未来づくり発表会の中で町長のあいさつの中にあります。亘理町の次代、次の代、次代ですけれども、担い、まちづくりの主演となる青少年と位置づけております。また、提言を参考として復興計画にも反映させたいというふううたっております。復興計画の中にどの部分が入ってるかわかりませんが、この冊子の中に三つ、四つほど抜粋させていただきました。子どもの声をね。私もできることから頑張っていきたい。きれいで輝く町ができるよう頑張りたい。復興の担い手となれるように大好きな亘理のために亘理を震災前よりも活気あふれる町にと決意した。復興していく亘理を引き継ぎ新しくつくり出していくのは、私たちの世代です。すごい立派な気持ちですね。これはやっぱり大事にしくちやいけないと思います。

それで、やっぱり子どもなので、こうしたい、ああしたいというふうな気持ちはここに十分感じられますけれども、実際やっぱり今、さっき一番最初に私言ったように実際ボランティアとして現場で携わった、今度は復興に関して自分もその復興の事業に携わるというふうなことが私は必要だと思うんですね。それから、復興会議みたいな会議の中で子どもの意見を集約ということじゃなくて、例えば子ども同士、子ども同士でその復興関係のお話し合いをして、亘理の町はどうしたらいいんじゃないか、どうしたら復興するんじゃないかという、例えば題材をしながら子どもたちの従来、10年後の亘理町を見据えた、そういう話し合いはすべきじゃないかと思っています。

それで今、復興事業計画に関しては、結構年代のいった方たちが中心になってやっておりますけれども、やはり奇抜な意見、奇抜な意見というのは、今は理解はできないかもしれませんが、ひょっとすると10年後、20年後には、これが当たり前

だったというふうになる可能性もあるので、子どもたちの意見を十分事業に反映させて、かつ現在取り組んでいる事業の一部分で大人もね、大人がそれに手伝いながらやっていくというのが、私は今の私が今できる子どもたちにできることじゃないのかなと。この気持ちを十分含むことが、それができるんじゃないかと私は思うんですけれども、教育長いかがですか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 今、高野議員さんがおっしゃったことに関しては、もう既に中学校では取り上げてですね、将来の互理町のまちづくりについてというふうなことで公民というふうな教科があるわけですけれども、そういう中で復興計画なんかを参考にしながら、自分だったらこういうふうなまちづくりをしていきたいとか、私はこういうふうな考えを持ってる、そういうふうな議論を話し合う、フリースペースの中でやってるというふうな報告を受けておりますので、今後ですね、小学校レベルでも高学年ではもう多分大丈夫できると思いますので、社会科あるいは総合的な学習の時間の中で将来のまちづくりについての子どもなりの考え、そういうものをディベートというふうな形で取り組んでいくような、多分そういう計画をしてる学校が出てくるのではないかなと。私の方からもですね、校長会等を通してそういう機会をぜひ設けるようにという話をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） これから復興に向けてどうするのかというんじゃなくて、今、今できることは何かということも含めて話し合いするのが大事だと思うんですよね。時間がたてばたつほど学校を卒業してしまっていて実際互理の復興に携わらないで高校になってしまったというふうな部分もあります。

例えば、具体的に一つ私提案したいと思ったんですけれども、一つこの中に緑をふやすというふうな話をした女の、女性の方が、児童さんがおりました。緑をふやすと地球温暖化も防止できるんじゃないかというふうな観点から話をしますと、復興計画にある豊かな緑地、水辺の創生、鳥の海湾、きれいな体験ゾーン計画、きれいな鳥の海湾の復元を図るため住民参加による計画を策定、また3万本防潮林育成プロジェクト、復興のシンボルとして民間による防潮林、街路樹の育成としております。

鳥の海湾復興計画の図面を見ますとTP5メートルの堤防というふうになっております。私が考えるには、コンクリートで高さ、実際は3メートル50ぐらいになると思いますけれども、道路からね。それで風光明媚な町・鳥の海というふうに言えるのかどうか。本当に夢のない事業になると思います。それを子どもの視点から、ちょっと違う角度から見ていただければ、また違う発想の事業ができるのかと。

あと、またこの3万本の防潮林プロジェクトでございますが、3万本、今実際3万本、ほとんど足りないぐらいやっておりますけれども、実際これをやる、やっております民間の方ですけれども、面積を計算したら約150万本必要というふうな計算をしております。3万本の150万本ですから、すごい数の苗木をつくらなくちゃいけないと。これもつくっても成長するまで、やっぱり5年、10年、20年かかるわけです。こういうのに植ええから始まるわけですけれども、種取りから始まりますけれども、そういうふうな子どもたちに携わっていただく、将来大人になって互理に戻ってきたときに吉田浜の森、荒浜の森林、これ我々が植えたんだよ、種をつかって育てたんだよというふうな思いをつくらせれば、例えばその子どもたちが森、その森づくりに関することで町への郷土愛が増すきっかけとなり、若い人たちの手で互理町を立派なまちづくりを、何年か後にですよ、していくのじゃないかというふうに私は思います。

この森のプロジェクトですけれども、これも100年を見据えた内容となっております。まず一つ、強い防潮の森づくり、あといこいの場としての森づくり、町民が自慢できる森づくりということで、この防潮林という考えじゃなくて鳴り砂と一体とした公園というふうな形で考えております。公園とすれば戻って遊びに来れますし、子どもたちも来るたびに遊びながら自分たちの植栽した木で昔を思い出せるというふうなことも考えられますので、ぜひこういうふうな事業にも、上から押しつけるんではだめなんですけれども、こういうふうな事業もありますので、ぜひ教育長の理解のもとでこういうふうな事業に参画させていただければと思います。いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 大変すばらしいプランだと思いますし、やはり互理の再生には欠くことのできない森づくりといたらいいですかね、このことについては、子どもたちもかなり関心を持っていると思いますので、機会あるごとに学校の方にお話を申し

上げ、子どもたちから積極的な支援というか、直接それに携わるような機会というか、そういうものに参画させたいなど私自身も思っていますので、そうしたいと、いきたいと思っています。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 大変いい返事いただきましたので、次の2番目に移ります。瓦れきの2次処理について。

まず、最初1番目ですね。4月から瓦れき処理が吉田浜の処理場、処理施設で運転がスタートいたします。昨年町からの説明の中で地元優先で200名の方を雇用すると聞いておりました。来月操業の時期となる今、広報日より2月1日発行で見限り、この時点では32名の募集にとどまっております。見落とさなければ3月号には掲載されていない状況でした。現在の従業員採用の現状はどうなっておりますか、お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの瓦れきの2次処理についての1問目と2問目が関連するようございますので、一括して答弁させていただきたいと思えます。

まず、瓦れきの処分については、これについては地方自治法の手続によりまして宮城県に委託しておるところでございますが、宮城県では、その実施のため株式会社大林組を代表とする7社で構成する特定業務共同企業体に災害廃棄物の処理業務を委託し、平成26年の3月までに完了する計画で業務を進められておるところでございます。現在は、平成24年4月から、ただいま高野議員さんから、稼働に向け、焼却炉を初めとする各種の処理施設が整備されておるところでございます。

共同企業体の計画では、町民優先の雇用となっており、処理業務にかかわる人員として170名、関連業務にかかわる人員として30名、合わせましてお話のとおり200名の雇用が見込まれておりますが、特に被災された方を優先的に雇用していただく計画となっております。

なお、共同企業体で受託した処理業務に係る各種の業務については、可能な限り地元企業に落としていただき、そこで地元住民の雇用を図ることで地元企業の育成も図れるものと期待もいたしておるところでございます。

さらに、地元雇用や資材等の町内調達による経済効果については、地元企業への下請けや一部業務委託のほか建設資材、あるいは燃料等を町内の企業から調達する

計画となっており、また備品、事務用品などの日用品などについても亙理山元商店会加盟店……（「商工会」の声あり）商店会ということのようです。商工会が窓口になって亙理山元商店会加盟店ということで考えておるようでございますけれども、調達するということで、さらに経済効果としては波及効果とあわせながら期待できるものと考えておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 1 番目の答え聞いてないんですけども、今32名にとどまっておりますけれども、200名募集したいという中の差し引きの168名の募集は4月から稼働するに当たって、今どうなっているのかというふうなことをお聞きします。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 採用につきましては、亙理 J V の方で下請けした会社が個別に採用するような形式になっております。このため2月号に載せた人員の募集については、焼却炉は日立造船の製品なんですけど、運用は埼玉県の狭山市にあります中央産業株式会社という会社の方で運転をするということで、この会社の方から32名の採用したいので協力していただけないでしょうかということで相談がありまして、うちの方ではハローワークに最初に登録してくださいよということでお話ししました。そしてあと広報の方と、あとFMあおぞら利用し、あとまた町ではホームページも掲載して募集に協力したところです。今まで頼まれたのはこの件だけで、4月以降は、また掲載はしておりませんので頼まれてない状態です。あと、各企業の方で個別に採用するかと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 企業で個別に採用するのはいいんですけども、募集する周知の仕方がね、やはり地元採用であれば地元の広報誌なり地元のFMなりでしなければ、これは地元採用の形、どこで情報得るかということで大変厳しいと思うんですよね。募集は企業にお任せしますでは、まあ窓口はハローワークになるにしてもね、募集する方法とすれば今言ったように町の公の機関を利用しなければいけないんじゃないかと思うんですけども、今の説明ですとおかしいのかなと思うんですけども……

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 今現在ですね、都市建設課の方で県から津波の被害受けた地

域の水路の清掃関係で当初23名かな、採用して、3月まで働いていただく予定になってます。今現在20名ほど来ていただいているんですが、今回切れるというようなことで大林組の方のですね、そちらの方に今後移行していただきたいというようなことで、今働いている方にはそういうお話をさせていただいています。

それから、もう一点なんです、河北新報の日曜、毎週日曜日に載ってる求人チラシなんかで私一回見た記憶あるんですね、募集してるというようなことで。ですから、そちらの方からも恐らく求人があるんですね、あと働きたい方については、そういうものを使って直接大林組の方と交渉してる方もいらっしゃるかと思います。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） せっかく大林さん、鳥の海温泉も好意的に修理していただける亙理町に貢献したいという話の中で亙理町から200人を募集したいというのはすごくありがたいんですけども、その募集の仕方も新聞のチラシに入ってるからいいんじゃないかとかじゃなくて、やはり200名のうち30か40名くらい今うまりますから、残りの100数十名の部分に関しては、河北新報のチラシと違ってってますけれども、河北新報とってるかとってないかわからないと思いますし、やはり広報わたりのこういうふうなやつだったら全戸配布しますので、その大林組さんを通して、これで募集をするというのは普通じゃなんですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野議員さん言うとおりの、やはり広報が一番発信力があると思いますけれども、これからこの大林組を代表とする企業の方に、ぜひ仮設住宅に入っている方々のポストに従業員募集とか入れる方法で検討させたいと思っております。そしてやはり雇用と被災された方々に限定するという方向で考えておりますので、そういう方法を企業側に申し入れをいたしたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 町長も仮設住宅のほかにみなし仮設もございます。そちらの方は大丈夫ですか。アパートですか、民間アパート。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについては、現時点ではやっぱりホームページとかそれらの発信伝達の方法しかないのかなと思っております。それらについて、担当の方とも

いろいろと調整をしてみたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） この民間借上げアパート、これ送付してますよね、互理広報、してませんか。一番手っ取り早いんです、これに掲載するのが。別枠で印刷してポストに入れるよりもちょこっとしたやつで、このとおりやればそれで済むことじゃないかなと私は思うんですけれども、どうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） そういう方法も考えてみたいと思っております。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） じゃ、②のさっき言った経済効果ですけれども、ちょっと私、経済効果っていうと普通は金額を反映するのが経済効果と思って金額出していただけるのかと思ったんですけれども、これ金額計算してますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これらについては、現在のところ計算はしておりませんが、先ほど申し上げたとおり、やはり建設資材あるいは燃料、スタンドですね。それについては町内から購入するという、さらには互理山元商店会に加入している方々のいろいろな備品、あるいはそれらの日用品については購入するという、互理山元商工会が窓口となって対応するというのでございまして、現在のところどのくらいの購入量になるか、これについては、やはりその都度の積み上げになつての金額になろうかと思えます。これらについて商工会並びに企業側にもいろいろと報告などを受けながら対応してみたいなと思っております。以上でございませぬ。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 商工会とは連携とってますか、このことに対して。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） このことに対しては、会長初め商工会の局長とも連携を密にしておるところでございませぬ。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 商工会ではしっかり金額を出しております。一番大きいのが燃料ですね。これ金額言つてよろしいですか。約15億円、地元のガソリンスタンド5社

ラス農協になります。これはすごくいいことなんですよ。資材とかは余り期待できないというふうな話もしておりました。ただ、この15億円がガソリンスタンドにあって、そこで終わったのではだめなんですね。そこから従業員なり社長なりがいっぱい地元で金使わないと互理の経済効果としての形で見えてきませんので、町長これ使えとは多分言えないと思うんですけども、何か機会があるときにオーナーの方にそういう話をさせていただければというふうに思います。

それで、その中に一つ食材というのがあると思います。鳥の海、温泉寄宿舍として借り上げた場合、そこに働く方、泊まる方150名、マックスで、毎日ではないと思いますけれども、150名の食事が必要となると思います。昼に関しては地元の弁当屋さんをお願いしたと聞いております。そこで朝と夕方に関しては、この大林組さん、どういうふうな方法で食事をとるのか。前には料理をつくる業者さんに入ってくださいくじじゃないかというふうな話は聞いておりましたけれども、ランチの方は地元の弁当屋さん頼んだと。で、朝と夜のレストランでの食事に関してはどういうふうな説明を受けておるか。また、どっか業者さんを町の方で見つけてくれというふうな話があったのかどうかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現時点はそこまで踏み込んでおりません。ということは、あくまでもこの商工会、互理山元商工会が窓口になっておるということで、やはり業者と町が余り密接になることによっていろいろな問題が発生するということから、やはり商工会を窓口ということで考えさせていただいておるところでございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 昼は地元の仕出屋さん頼んだと、朝と夕方に関しては実は商工会の方では一切相談を受けてないということですね。ということは、大林組さんの方で多分勝手に、勝手にというか、多分関連会社かどうかわかりませんが、頼んだのかなというふうに理解しております。今の中で町はタッチしていないということで理解していいですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） あくまでもこの第2次処理については、先ほど申し上げたとおり県と大林組との契約事項でございます。それに対しまして町の方から云々かんぬんということではなく、やはりその企業の自主性も考えながら、そしてやはり雇用と物品

等の購入については、地元の経済効果を発揮するためにぜひお願いしたいということで、窓口はやはり商工団体である商工会にお願いをしたところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） どんな料理をつくる業者さんでも食材は基本的に地元からというようにただけはお願いしていただきたいと思います。

では、3番目、瓦れきを焼却しますと煙突から出る粉じんというのはフィルターで除去できると思いますけれども、放射線放出に関してちょっと心配なんです。多分それを取り除くフィルターらしきものはつけると思うんですけれども、その辺ちょっと私も専門的ではないので、どんな説明があったのかお話ししていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 瓦れきの焼却に係る放射性物質の対策については、廃ガス、焼却灰のそれぞれについて、共同企業体と宮城県による管理と監視を行う計画となっております。

廃ガスに係る対策については、焼却炉の工程管理と廃ガスの煤じん量の連続監視等により行われるとなっております。焼却施設には廃ガス中の微粒子の灰を除去するバグフィルターといわれる高性能の廃ガス処理装置が備わっております。これにより放射性セシウムをほぼ100%除去することで大気中への放射性セシウムの排出を防ぐ仕組みとなっておりますということでございます。

また、放射性物質の排出監視については、廃ガス内の煤じん量の連続監視、そして敷地境界、これ6カ所でございますけれども、放射線量測定等により監視を行う計画となっております。

なお、監視データやバグフィルター等の設備状況に異常が確認された場合には、直ちに焼却炉の運転を停止して原因を調査し、そして補修等の対応により正常な状態にした後に運転を再開することとなっております。

そして、焼却灰については、焼却炉から出る主な灰ということで主灰といいますけれども、主灰とバグフィルターで除去された飛灰、飛ぶ灰ですね、飛灰がありますが、これらについては、一定量ごとに放射性物質濃度を測定する計画となっております。

なお、放射性物質濃度が一定基準（キログラム当たり8,000ベクレル）を超えた高濃度焼却灰はコンクリート構造物の中に隔離して保管し、放射線曝露を防止する対策がとられることになっておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） バグフィルターっていうんですか、完全とはいえ100%安全とは言えませんので、やっぱりちょっとした異常、故障、トラブルがございますので、これは定期的に、灰も含めて定期的に放射線量を計測して、やはり町民が安心できるようにホームページ等でも結構です。定期的に焼却炉の周辺の数値を公表していただきたいと思います。また、施設内、その焼却炉の灰とかフィルターじゃなくて施設内の1点でも2点でもいいですので、そこでの放射線量も計測して公表していただきたいと思います。

それと、そこで働く雇用者といいますか、その方たちが、多分微量だと思うんですけども制服ですよ。マスクします。マスクしますので、人体にある程度影響ないと思いますけれども、人体の放射線によるものか粉じんによるものかわかりませんけれども、基本的に放射線に関係するような健康診断を含め、作業中に着ていた作業服、これも例えば家に持ち帰って家族と同じような洗濯機で洗ったときにどうなるかというふうなこともちょっと私なりに心配がございますので、その辺の作業服に関しての処理の仕方、洗濯の仕方を、ちょっとどう考えているのかというふうなことでお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この県に代理委託する際には、選定委員会の中に副町長が参加しておりますので、その内容について副町長の方からご説明申し上げます。

議長（安細隆之君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 放射能に関しましては、いわゆるプロポーザルでもってやったわけですけれども、逐一県との協議の中ですべて進めていくということで、何か異常があった場合は県との相談の中で、例えば先ほどご質問あった焼却炉に問題あった場合はすぐ停止して、県との協議の中で安全第一でやっていくということでプロポーザルの中も確認されています。以上です。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（安喰和子君） 先ほどバグフィルターの件ですが、そこにはリアルタイムで

放射能を監視している装置がついているようです。それから空間の放射能も毎日東西南北の境界線のところで測るということになっております。あと排水、生活排水とか雨水についても、毎日測るということになっております。

それから、作業員の服は作業したらばエアシャワーというような機械を使ってちりとか全部払って外に出る、そして作業服はそこから持ち出さないということで、そこで脱いでくるというような計画になっているようです。それから、その作業中は水を飲んだりタバコを吸ったりしてはいけないというふうに、放射性物質を間違っって食べてしまうことがあるから、そういうことも禁止されているような方向の計画になっているようでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） 私の疑問に関しては完璧にお答えいただきましたので、次の3点目、放射能についてお伺いいたします。

町長は、環境省から汚染状況重点調査地域の指定を受託し、2月24日追加してくるとの発表が次の日の25日に、まあ私は河北新報なんですけれども報道されました。その記事については、一面に載っております。当局からの事前説明の内容では、阿武隈公園の0.23マイクロシーベルト、1カ所のみでの申請を申請したと。これも9月の大雨の増水を境に検出されたとの説明がありました。しかし、除染重点地域に指定されることにより新聞の一面にも載りましたように町全体のイメージダウンにもつながるおそれもあるのではないかと。今後他市町村への亙理町民が移住を含めた居住の選択、家庭菜園での作物の摂取、また亙理町の産物でありますリンゴやイチゴ、米の販売の減につながるのではないかとという風評被害などのリスクのなか、①になります。汚染状況重点地域の指定の決断をした町長の考えを伺います。

議長（安細隆之君） 町長答弁前にですね、会議時間の延長の件についてお話をいたします。

会議規則第8条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。よろしく願いいたします。

町長。

町長（齋藤邦男君） このたび2月28日付で環境大臣から正式に汚染状況重点調査区域に指定を受けたところであります。汚染状況重点調査区域の指定というと、放射能によって汚染されている地域に指定されたといったイメージが強いようでございます

けれども、決してそのようなことではございません。やはり国や県の指導のもと、放射線量をきちんと調査してその結果に基づいた対策を実施するために必要と判断し、指定を受けたところでございます。

さらに、宮城県では1月に東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針を策定いたしました。その目標として年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくりを掲げており、その目標達成のために本町も取り組んでいかなければならないと考えております。

高野議員もご指摘のように、風評被害等が心配と考えられますが、不安材料解消するためには、やはり放射能の測定データを住民に対して情報を公開し、自信をもって「亙理町は安全」と言えるよう努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） ここにいる方は、その重点地域に指定されても何ら心配はないことはわかっているんです。ただ、河北新報のように一面に載って、詳しく載ってないんですよ。何十何カ所で測った1カ所が0.23マイクロシーベルトでしたよというふうな説明でもあればいいんですけども、ある意味にかけて亙理町全体が汚染されたんじゃないかというふうなイメージになるので、そういうふうに町民というか国民は判断しがちなもので、そういう判断は本当に今言ったようにリスクはかなり伴うんじゃないかというふうな心配をしたわけなんですね。ですから、そういうふうな詳しい状況はこれから機会があるたびにこちらから発信していかなければならないのかなと思います。

それで、よく0.23マイクロシーベルトっていいんですけども、これの基準って多分皆さんわかってると思うんですけども、これを1年間浴びるとちょうど1ミリシーベルトなんていうような計算で0.23っていうふうになると思います。

それで今後の、②になりますけれども、今後の作業になります。どのような除染をされていくのか。河北新報には、この前のやつ見る限りでは、汚染状況を調べて汚染区域を決定する、実施計画を策定して除染をするというふうな内容ですけども、ちょっと詳しく知りたいのでお聞きしますけれども、これは汚染状況を調べるといって今亙理町は45カ所ぐらいですか、でしたっけ、やっていますけれども、それを何カ所にふやすのか。例えば100メートルますで区切ってやっていくのか。例え

ば学校だったら校庭だけでいいのか、屋根も測るのか、二杉の木の上も測るのか。側溝、雨樋の側溝も測るのか。そういうふうな基準。ただ、ガイドラインというのがあると思うんですけれども、そういうのはどういうふうな方法で、あと民家だったら田んぼがあるのか、家の庭があるのか、植栽があるのか、そういうのを詳しくもしわかれば教えていただきたい。

あと、数値、数値はどの数値を基準として除染をするのかしないのか。あと、除染の方法は、その場所にもよるんですね。例えばコンクリートだとか側溝だったら高圧洗浄機で流す、土が汚染されていればスコップで取るとかあると思うんですけれども、そういうふうな方法。除染の方法。あとはだれが除染するのか。多分業者さんに頼むのかと思うんですけれども、その業者さんというのはどういうふうなところから、普通の地元にある何とかかんとか建設屋さんでできるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。それと、これは状況調べた後でなると思うんですけれども、期間、それと汚染された土なり樹木なりの保管方法、場所も説明していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この質問につきましては、昨日の四宮議員さんからの質問と同じかと思っておりますけれども、なお詳しい数字等、そして区域の範囲等については担当課長である総務課長の方に答弁させますけれども、まず初めに亘理町の除染実施区域を策定し、環境省に提出いたします。これは町内の空間線量調査で測定された数値の平均が毎時0.23マイクロシーベルト以上である区域のうち除染が必要と考えられる区域を対象とするもので、この計画を環境省と法定協議を行った後に放射性物質汚染対処特別措置法に基づき除染の措置が講じられることとなります。

本町の場合は、町内全体の空間線量は比較的低く、除染区域対象には該当しませんが、その中でも比較的高い数値を示しております、お話のとおりあぶくま公園運動場を第1回目の計画の除染対象区域にしたいと考えております。そして、4月以降は専門業者に委託し、町内全域を対象とした本格的な調査測定を実施いたします。その結果、除染対象区域に該当する数値が測定された場合は再度除染実施計画を策定することになりますが、その際には住民説明会を開催し、正しい情報と適切な対応策について周知するとともに、皆さんからのご意見等もお聞きしながら計画を策定してまいりたいと考えております。

また、今回指定を受けたことによって県に放射性物質に係る亙理町担当の除染支援チームが設置され、計画の策定や除染の実施について本町と協力して事業を推進することとなりました。これにより、国・県・町とが一体となって放射能に対して取り組む体制が整えられましたので、専門的な指導のもと、これからも安全・安心のために努力してまいりたいと。

そして内容的な、先ほど具体的な内容については、わかる範囲で総務課長の方から、これから県との協議、環境省との協議もありますけれども、わかる範囲で担当課長から答弁をいたさせます。

議 長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 大卒の答弁につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございまして、私の方では細かくお話をさせていただきたいと思います。

まず、放射線量の高いところということで、基本的には0.23マイクロシーベルト、1時間当たりですね。そこを調査区域とするということで、今回の環境省の指定につきましては、あぶくま公園運動場というふうに指定されました。そういうことから、あぶくま公園野球場に特化した除染計画書を策定するということが作業はなります。そういうことで、もう数日前にですね、4ページの除染計画書、実際にまず素案ですね、環境省と県の原子力対策課の方から指導がありまして、こういうふうな4ページの計画書をつくって、今、県に送付しております。この内容でよろしいでしょうかというふうなことで、オーケーが出れば、この計画を正式に町長名で環境省に提出して、この承認を受けないとまずあぶくま公園の運動場の除染等の事業がやれないという形になります。

その中に大事なものは、これは環境省からの指導なわけですが、今回については、このあぶくま公園運動場をやりますけれども、この除染計画の対象となる地域の中にもう一つ加えていただきたいというのは、今回の除染実施計画につきましては1ヵ所のみ指定ですが、今後、町内全域の詳細のモニタリング調査を実施しますという文言を、一つ入れていただきたい。これを承認いただきますといよいよ環境省でよろしいですよというふうになりますと、除染計画書を第2版という形でつくって全体の、今高野議員さんがおっしゃるような亙理町内全域を測定調査できるという形になります。

そういうふうなことで、これが了解得られた場合でございます。了解得られた場

合に、先ほどのご質問の中に何ヵ所ぐらいの測定箇所を町内にやるかということでございますが、議員さんおっしゃるとおりでございます。隣の町においては500メートル単位のメッシュで切るということで、山元町でよろしいですか、隣の山元町ではそういうふうな切り方をしたいと。それでうちの方では500で、500メートル単位でメッシュを切ったのでは測定する地点が、やはりまた拡大、拡大というよりも見えなくなるので、もっと細かく切りたいということで環境省と話しております。ですから、基本的には300のます目で切っていただきたいというのが基本だということでございますが、今のところ300以下ぐらいに落とせないかということで今調整をしております。

そういうことから、議員さんもおっしゃるような、できるだけ細かいます目で切って測定箇所を決定したいということで、まだこの箇所数については、全体でございますので、決定してないという状況でございます。

次に、期間になりますけれども、今回のあぶくま公園野球場については、23年度の今月中に環境省に提出して承認をいただいたら24年度中に除染の計画に基づいて除染作業をするというふうな計画でいきたいということで、基本的には1年ぐらいということでございまして、ここは底地は国土交通省の敷地内でございますので、これは国交省との協議が必要でございまして、もう既に事前協議は済ませております。それで国交省さんでもはっきりとそこら辺の調査と除染をやっていただきたいということでございまして、連携しながら事業やるという形になります。そういうことから、互理町の全体についてはですね、今後のこの測定箇所の箇所数とその測定の結果に基づいて期間がまた違うということで、ちょっと今の段階では何とも言えない状況でございます。

あと、例えば除染した場合の保管、方法、場所については、今後詳しく計画書の中に定めていきたいということでございまして、ただ環境省から一言言われたのはですね、この放射線量の高い場所から出さないでほしいというふうな要望がされております。やはり角田、丸森等もですね、筆圍地区なんかも非常に大きな問題になって、出せない、仮置きする場がないとかいろいろな問題がございます。それで国交省とも話したんですけれども、出せないんですけれども、除染始まった場合にはどんな協力がいただけますかということでも、ちょっと内輪で話は詰めておりますけれども、そういうところも実際に今後環境省と県の方の指導がありますので、わ

かる段階で住民の方々にも説明会とか、あとはまちづくり講座の中に「放射線に関して」という項目を追加させていただいて住民の方々の不安解消に今後努めていくということでございます。以上です。（「業者さんなんかは亙理町に……」の声あり）すみません。

業者に関してもですね、大変専門の業者というふうになるのかなというふうには感じてますけれども、ここら辺についても、先ほどの第2次処理場の、処理場の焼却灰の問題もございますので、ここらについては、業者等の選定等々については、まだ検討中でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） わかりました。どっちにしても除染も含めて復興計画はスピード感、今までの議員の皆様も同じような結論でまめておりますけれども、スピード感をもって取り組むというふうなことが一番最後の締めという言葉となると思いますけれども、一つだけちょっと言わせていただきます。

12月の定例会のときに一戸建ての公営住宅に関してお話したら、やっとこの前、3月の中旬にアンケートを出すとかいうふうな具体的な話が出てきました。12月から見ると3ヵ月もかかっているんですね。これ民間レベルだったら、もう担当の職員は左遷か解雇か減給です。上司は当然減給です。あってはならないような日にちをもって事業取り組むということは、私はだめだと思うんですね。スピード感スピード感って全然スピード感ないんです。町民の方たちは仮設を出たらどこに行ったらいいのかというふうなことがすごく悩んでいる状況で、少しでも具体的な公営住宅なり集合の公営住宅なり一戸建ての入れるような具体策を出していただければ、本来であればすごくうれしいんですけども、3ヵ月もかかってやっと取り組むんではちょっと残念なんですね。その辺肝に銘じて、これからの復興事業取り組んでください。終わります。（「私ちょこっとそれに対してご答弁あるんですけども……」の声あり）

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ありがとうございます。

これについては、町の職員そのものは不眠不休で頑張らせていただいております。そして先ほども申し上げたとおり各省庁のいろいろな要綱に基づきましていろいろと事業展開しておったわけでございますけれども、その後、復興庁という大きな組

織体が出たということ、それによって事業の見直しも図らなければならず、そして今言った災害公営住宅あるいは移転の問題、土地の買い上げ等についても、まだはっきりしてない部分もあるわけでございます。それを町が先行してしたことによって町の財政に大きな影響を与えることも懸念されますので、やはり慎重審議をしながら、そして確実なものに対しまして住民に対して説明しておりますけれども、さらに復興庁が出たことによってさらに厳しい査定となっておりますということもご理解いただきたいと思っておりますのでございます。以上でございます。ありがとうございました。（「終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって、高野孝一議員の質問を終結いたします。

次に、鈴木洋子議員、登壇。

〔1 番 鈴木洋子君 登壇〕

1 番（鈴木洋子君） 1 番、鈴木洋子。私は、放射能対策について、震災復興計画についての2点質問をいたします。

震災から、はや1年になります。この場をおかりしまして東日本大震災でお亡くなりになった方に哀悼の意を表します。私自身東日本大震災に遭い、あのとき津波に遭い、車ごと津波にのまれ九死に一生を得ました。残念ながら同乗していた母は尊い命を失ってしまいました。いまだ胸が張り裂ける思いでいっぱいです。ですが、今まで皆様に助けられ、支えられ、この場に立たせていただいたことに深く感謝申し上げます。

さて、放射能対策についてですが、亶理町は県内9番目に汚染状況調査地域に指定されたわけです。4市5町地域です。今回の追加指定は町民の健康を最優先にする町長の政治的姿勢として高く評価したいとマジに思っております。指定されたことで国のお金で放射能問題に亶理町が取り組めることもとてもよいことだと思っております。ただ、心配なのはイチゴを初めとする亶理の農業です。いわゆる風評被害です。この問題を含め国との打ち合わせ、国に対してどのようにしていくのかお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この放射線対策については、昨日の四宮議員さん、そしてたまたま高野議員さんに対しましてもご答弁を申し上げたところでございますので、大変失礼ですがけれども簡単にご説明をさせていただきます。

空間線量調査で測定された数値をもとに除染計画を策定いたします。除染すべき区域を特定いたします。先ほど来お話のとおりあぶくま運動公園ところでございます。また、亘理町全域を調査対象として細部にわたってデータの収集を図ることによりの確な除染区域の特定につながるものと考えており、リスクを少なくした後にホットスポット的な区域のみを除染するという考え方を基本として放射能対策に取り組んでまいりたいと思うところでございます。

そういう中で、先ほども高野孝一議員からお話のとおり風評被害ということでございますけれども、やはり亘理町の基幹産業は農水産業、さらにはその農業であってもイチゴ、イチゴについてはハウス栽培ということから、その汚染量は少ないのかなと思っています。しかしリンゴもございます。さらには水稻、さらに野菜等もあるわけでございますけれども、これらについても、やはり先ほど来申し上げておりますとおり、この放射性セシウムのポイントポイントによっての内容等踏まえながら対応をしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） やはり今回指定されたことで町民は不安と恐怖にかられています。

正しい知識をどのように町民に理解していただくか、どのように伝えていくかお聞かせください。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 町民の方に正しい知識ということでございまして、やはり全体的に見た場合には、きのうの一般質問の中でも議員さんもおわかりのとおり、全体的には線量は低いということでございますが、やはり本当に今回の重点調査区域に指定されたことによって、やはり風評被害についても早く脱ぎ去らなくちゃならないということになりますと、町民の方にもやはり除染作業が始まる時ではなく、計画書策定段階でこういうふうな状況の中で本当に安心できるような亘理町であるということを立証するためにこういうふうな形で調査をしていきたいということ、やはり町当局から今後、4月からは放射能対策室ができますので、そこで専門の班長からでも町の取り組みについての状況説明申し上げて、その後にやはり正しい知識ということで、やはり今回にも宮城県でアドバイザーということで東北大学の先生もご委嘱したということでテレビ、新聞等でも発表しておりますので、そういう方とか、ぜひ町民の方がこの先生から聞きたいというふうな先生がおればですね、

そういうふうなリクエストも含めながら、町民の方にまず説明会を今後やっていきたいということで考えております。

ただ、今、3月中にやれと言われてもこういうふうな時期でございましてなかなか難しいんで、4月になりましたらやらせていただきたいというふうに考えてます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） それとですね、丸森では内部被爆検査を実施しましたが、亘理でも今後要望があれば検査をしていただけるのでしょうか。そのところをお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤仁志君） 内部被爆問題については、県の方でも知事もいろいろこの問題については回答してるかと思えますけれども、これについては今後ですね、恐らく3月中の早い時期に環境省の方もまだおいでになるかと思えますので、環境省と県の除染チームの方々のご相談をさせていただいて町としての考え方を決めたいと思いますので、現段階ではできる・できない、ちょっとお答えがないものですから、よろしくご理解の方をお願いしたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） やはり指定を受けたのですから、前向きに「正しく怖がる」を重点に行政と町民が力を合わせて、ふるさと亘理を守っていきたいと考えています。やはりしっかりと国に対策を訴えて未来の子どもたちの健康を守っていくことが私たちの使命でもありますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、震災復興計画について。

この未曾有の大震災を風化させないために、やはり亡くなられた方々の慰霊モニュメントなどを亘理独自の形として残せないものでしょうか。そのところお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま鈴木議員からお話のとおり、今回の未曾有の大震災は、災害は500年から1000年に一度と言われており、本町におきましても303名という尊い命を奪い去ってしまいました。この災害を経験して私たちの責務としては、やはりこの災害を決して忘れないと。そしてこの災害をとうとい教訓として心に刻み、そ

して後世に語り継いでいかなければならないということが最も大事だと思っております。これについては、子々孫々まで同じような被害に遭わないようにということで考えております。そのためには、昨年12月に策定いたしました亙理町震災復興計画においても「津波防災の日」の制定を初め、防災モニュメントの設置等を行う震災伝承事業を実施することとしており、現在、荒浜地区の海岸防潮堤背後地に整備を予定しております。海岸緩衝緑化地帯の整備にあわせ、モニュメントパークを整備してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） やはり阪神淡路大震災のように神戸のように震災公園などを設けてつくるなど、あとやはり亡くなられた方々の名簿を、それなりにモニュメントに刻み込むなどの考えなどはありますでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの名簿の問題、いろいろ問題についても、やはりこれらについても遺族の方々等々のやはり承諾を得なければならないと思っております。これらについては、やはりまちづくり協議会あるいは行政区長さんとか各団体との調整をとりながら、どんな方法にしてよろしいか、それらについても検討課題ととらえておるところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） それとやはり亙理独自のっていう考え方から有名な芸術家なんかをお呼びしてアドバイスなんかを受けるというような考えはないでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 有名な芸術家あるいは文化人という考え方もあろうかと思えますけれども、やはりこの被災された荒浜、吉田浜東部、そして遺族になった方々、それらとのやはり手づくりでつくった方がよろしいのかなと。それらのアイデアを入れながら、これらについても今後関係者との協議が必要と思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） それと、やはり今回未曾有の大震災なので風化させないという観点から被災に遭った車とか家とかそういったのを残すという考えはないでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 家屋の全壊、全壊したのはどうにもなりません。半壊になったところもだめです。例えば荒浜にも蛭塚にかかった橋、あれはレインボーブリッジ、あの上に車が乗っていたわけでございます。しかし撤去いたしました。それと同時に車そのものについても亙理町内で流出した車をご案内のとおり1,600台あったわけでございます。これについては、公共ゾーンに1,600台、第1次処理ということで現在廃車の手続をしながら、おおむね今月中に終わる予定になっております。これについても大変苦勞いたしました。被災者の方々、あるいはナンバーそのものがないということで本人が届けなければならぬんですけれども、そうしますとあの公共ゾーンのストックヤードそのものがいつまでも瓦れきの山というか車の山になりますので、亙理町では職員を雇いまして車台番号を一々調べまして陸運事務所の方に届けをし、告示後3ヵ月間移動できないという苦勞もあったために、これは余分な答弁になろうかと思えますけれども、そういう中で仮設の商店街店舗がおくれたという経緯もあったわけでございますけれども、そういう中でやはりこれからはこれらの内容については、今後いろいろな関係者と協議しながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） （取消し）

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） このモニュメントの設置等については、現在荒浜地区まちづくり協議会、そしてご案内のとおり荒浜地区という組織体がございます。その中でもいろいろと話がございまして。そして設置場所についてもどのようにしたらいいか、できれば町の町有地をお借り願いとのお話もございまして。

そういうことと、ある方、これについては余り触れたくない、宗教上の問題ございますけれども、いろいろな問題、提供したいという、銅像というか、何ていうんだ、地蔵さんというか、そういう要請もあるわけでございます。そういうことを含めながらこれからも検討してまいりたいと思っております。以上です。

議 長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） よろしく願いいたします。

次に、震災で宮前仮設住宅から吉田中学校への通学路ですね、ローソン側からの道路なんですけど、とても幅が狭く危険な状態になっているので、そこを何とか、拡

張する計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） これについては、ご案内のとおり6号、国道6号から吉田中学校に通じる道路、これは町道五十刈線ということで、あの道路そのものについては、互理町では舗装工事やった第1号があ道路と神宮寺高屋線ということで私理解しております。昭和三五、六年代が互理町の舗装道路ということでございます。しかし、吉田中学校そのものの通学そのものについては、通常ですと吉田西部地区については互理中学校に通学しておるんですけども、今回の被災によりましてあの五十刈線を子どもたちの通学路ということで指定をさせていただいておるわけでございますけれども、これらの拡幅事業につきましては、やはり避難道路ということでの位置づけをしております。そういう中で大型自動車の規制も警察当局と協議をいたしまして大型車の通行禁止ということで、やはり子どもたちの通学路の安全・安心を守るために、さらにこれらについても住民の方々の指導を受けながら、そして子ども見守り隊の方々の協力をいただきながら安全・安心の確保に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） やはり朝の通学経路がとても危険にさらされてますので、早急に朝の事態、朝の通学している安全確保を早急に行う手段は何かないのでしょうか。安全を確保する手段ですね。朝の通学、今雪なんか降ってきますと、どうしてもあそこの農道というか狭い道路が、上下通路交互ですと自転車通学している幅が狭く何人かのお子さんが転んで、まあ重大なけがにはならなかったんですが、転んでちょっと危険な状態に幾つか報告がありましたので、そのところ朝の通学している安全だけを確保していただきたいなと考えてますけれども、そのところどのように対策していただけるのか、お願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 事業内容といたしましては、やはりすぐ拡幅するには用地買収、地権者との同意、工事の期間もありますので、そういう中で狭いながらも白線を引かせていただきました。白線、要するに車と車道の歩く白線ということで対応させていただいたところでございます。

その関係については、教育委員会関係でございますので、どういう手だてという

ことでございますので、学務課長から答弁をいたさせます。

議長（安細隆之君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは手当てというか、手だてですか、いう話しですけども、この件につきましては、私ども前から内容的に把握しておりました。そういったことでできれば朝晩特に雪降った日、あと例えば冬場の帰り道ですか、部活の後、中学生の場合は、やっぱりこういう時間がどうしても危険な時間帯になるということ、できれば新年度からやっぱり朝夕を1便ずつふやそうかということで学校とも協議しました。ところが学校さん側とあと保護者さんの方からも話を聞きますと、ふだんの日は何でもないんだと。ふだんであれば。雪とか降らなければ。それでもしそういう降ったり帰りが帰りづらくなったときだけ便数ふやしていただけませんかという要望が来てるんですね。そういうことであるならば、委託業者の方に帰り足とか増便ができるように、もう少しオープンになるような形で契約をするという形でやりたいなということで今進めております。

なおかつ今現在も既に帰り足なんかこの間も雪降った日帰れなくなったものから1便ふやして対応したという経緯もございます。朝も同じでございます。ただ、一番問題なのは、朝は1便往復させるのに時間かかるんですね。ご存じのとおり宮前から……（発言者あり）それで朝は2便が限界なんですけれども、新年度から少し早めにすれば3便回すことができるだろうと。そうすると中学生も対応できるだろうと。基本は小学生なんですけれども、中学生は自転車通学をメインにさせております。そのために議員さんもお存じのとおり自転車については、物資の方から中学生全員に自転車を配布させていただきましたし、さらには小学6年生、今度新中学1年生になります。その方々にも1台ずつ配布させていただきました。そういった経緯がございます。それで自転車通学をお願いしたい。

ただ、それでもやはりそういった問題があるものですから、それに対してはこのような対応をさせながら、なおかつ学校からも細かく指導してもらいながら今やっているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

1 番（鈴木洋子君） 今の答弁に対しては、バスではなく中学生の自転車通学の件についてお伺いしたんですけども、中学生が吉田中学校に通学する場合に朝の時点であそこは狭いので、逆に白線を引いたおかげで田んぼの方に車交互通行ですと自転

車の通学経路が幅が狭くなってきて危険な状態なんですね。中学生の自転車通学の件なんですけれども、そこのところ朝の雪なんか降れば、とにかく白線よりも交互交通で一方通行じゃないので、そこのところを安全確保していただきたいという考えなんですけれども、そこのところ。中学生の自転車通学ですね。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） この路線なんですけど、雪降ったときに現在は除雪の路線に入っていないと思います。今そういう雪降ったときとか危険だというお話お聞きしましたので、今後雪降ったら除雪なり、あと融雪剤をまいて雪を解かしてやるなり、そういう方策で安全を確保できるようにしていきたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） やはり朝の狭いながら自転車が田んぼ側に倒れるとか転ぶとか雪降らなくても、あの白線がじゃまになって自転車がよらよら運転でいくような状況なので、やはり朝の時間帯、7時半から8時までの時間帯を一方通行にするとか何か対策を考えていただきたいんですけれども、そこのところお伺いしたいんです。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 一方通行というのは、交通規制になっちゃうんですね。管轄が宮城県の公安委員会になっちゃうんですね。この件についても、亶理警察署の方と一回協議してみたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木洋子議員。

- 1 番（鈴木洋子君） やはり早急に危険回避ということでそちらの方向で進めていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。
これで、私の質問を終わらせていただきます。

議長（安細隆之君） これをもって、鈴木洋子議員の質問を終結いたします。

以上で、質問を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後4時25分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭

署 名 議 員 渡 邊 健 一